

○横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則

平成16年5月14日
規則第62号

改正 平成17年4月1日規則第70号
平成17年9月22日規則第117号
平成18年3月31日規則第84号
平成21年9月30日規則第93号
平成22年3月15日規則第5号
平成25年6月5日規則第64号
平成26年3月31日規則第28号
平成29年3月31日規則第27号
平成30年3月15日規則第14号
令和2年6月15日規則第55号
令和3年9月30日規則第60号
令和5年5月25日規則第47号
令和7年3月5日規則第10号

横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 開発事業等に関する手続

　第1節 開発事業等の構想の住民への周知、意見の聴取等（第6条—第16条）

　第2節 開発事業等の構想に関する協議（第17条）

　第3節 開発事業等の計画の同意等（第18条—第28条）

第3章 都市計画法に基づく開発許可の基準等（第29条・第30条）

第4章 雜則（第31条—第35条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（市街化調整区域における建築物の建築）

第3条 条例第2条第2号ウの規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設建築物の建築
- (2) 車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築
- (3) 既存の建築物の敷地又は当該敷地に包含される敷地における当該建築物の用途と同一の用途の建築物の建築
- (4) 公園又は墓地の管理事務所その他の主たる利用目的が建築物の敷地以外の用に供するためのものである土地における建築物の建築

（開発事業等の構想及び開発事業等の計画）

第4条 条例第2条第10号及び第12号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業区域の位置、形状及び面積
- (2) 公共施設、公益的施設及び条例第18条第2項各号の整備基準により整備するものに関する事項（開発事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為又は条例第3条各号の開発事業に該当する場合にあっては、条例第18条第2項第11号の整備基準により整備するものに関する事項）
- (3) 開発事業に関する工事の期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第2条第11号及び第13号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 土石の堆積事業区域の位置、形状及び面積
- (2) 土石の堆積事業に関する工事の期間
- (3) その他市長が必要と認める事項

（地域まちづくり計画）

第5条 条例第2条第18号の規則で定める計画は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第20条第1項の規定により告示された地区計画（建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号。以下この号において「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により、改正法第2条の規定による改正後の都市計画法の規定により定められた地区計画とみなされる同条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている住宅地高度利用地区計画及び改正法第3条の規定による改正前の都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定により定められている再開発地区計画を含

む。)

- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の認可を受けた建築協定
- (3) 横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第10条第1項の地域まちづくりプラン
- (4) 横浜市地域まちづくり推進条例第12条第1項の地域まちづくりルール

第2章 開発事業等に関する手続

第1節 開発事業等の構想の住民への周知、意見の聴取等

(標識の設置)

第6条 条例第9条第1項に規定する標識の様式は、開発事業にあっては第1号様式、土石の堆積事業にあっては第2号様式とする。

2 前項の標識は、開発事業等区域が道路に接する場合にあっては開発事業等区域が道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、開発事業等区域が道路に接しない場合にあっては地域住民等の見やすい箇所に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

3 第1項の標識には、次の各号に掲げる開発事業等の区分に応じ、当該各号に定める図面（開発事業等が第1号及び第2号に掲げる開発事業のいずれにも該当する場合は、第1号及び第2号に定める図面）を貼付しなければならない。

- (1) 開発事業（都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する開発事業、条例第2条第2号エに掲げる開発事業のうち開発事業区域の面積が500平方メートル未満の開発事業及び条例第3条各号の開発事業を除く。） 土地利用計画図
- (2) 開発事業（当該開発事業に関する工事が宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域をいう。）における宅地造成又は特定盛土等に関する工事（盛土規制法第12条第1項ただし書に規定する工事に該当するものを除く。）に該当するものに限る。） 造成計画平面図
- (3) 土石の堆積事業 土石の堆積計画平面図

4 開発事業者等は、第1項の標識について、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

(標識設置の届出)

第7条 条例第9条第2項の規定による届出は、開発事業にあっては第3号様式、土石の堆積事業にあっては第4号様式の標識設置届出書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の図面をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 土地利用計画図（前条第3項第1号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図（前条第3項第2号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (6) 土石の堆積計画平面図及び土石の堆積計画断面図（土石の堆積事業の場合に限る。）
- (7) 条例第9条第1項の規定により設置した標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載した事項及び貼付した図面を確認できるものに限る。第13条第1項第6号において同じ。）
- (8) その他市長が必要と認める図書

(地域住民等への周知事項)

第8条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項（開発事業等が特定大規模開発事業等に該当しない場合にあっては、第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）（土石の堆積事業の場合にあっては、第5号に掲げる事項を除く。）とする。

- (1) 開発事業者等の氏名及び住所又は商号若しくは名称、代表者の役職及び氏名並びに本店若しくは主たる事務所の所在地
- (2) 工事施工者（開発事業等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所又は商号若しくは名称、代表者の役職及び氏名並びに本店若しくは主たる事務所の所在地（開発事業にあっては、工事施工者が確定している場合に限る。）
- (3) 開発事業等に関する工事の施工中における粉じんの飛散の防止対策及び工事車両の通行に関する配慮その他の開発事業等区域の周辺環境に配慮する事項
- (4) 開発事業等区域における防犯対策に関する事項（開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第3条各号の開発事業に該当する場合を除く。）
- (5) 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保に関する事項（開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第3条各号の開発事業に該当する場合を除く。）
- (6) 開発事業等の構想と地域まちづくり計画との整合に関する事項（当該計画の範囲に開発事業等区域が含まれている場合に限る。）
- (7) 条例第11条第1項の規定による意見書の提出及び同条第2項の規定による見解書の交付又は送付に関する事項

- (8) 条例第12条第1項又は第2項の規定による書面の提出及び同条第5項の規定による縦覧に関する事項
- (9) 条例第13条第1項の規定による再意見書の提出及び同条第3項の規定による再見解書の交付又は送付に関する事項

(周知資料)

第9条 開発事業者等は、次に掲げる図書（以下「周知資料」という。）を使用して地域住民等への周知を行わなければならない。ただし、条例第10条第1項第3号に掲げる開発事業等を行う場合にあっては、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図（第6条第3項第1号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図（第6条第3項第2号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (6) 土石の堆積計画平面図及び土石の堆積計画断面図（土石の堆積事業の場合に限る。）
- (7) 建築物の立面図（一戸建ての住宅以外の建築物の建築が行われる予定である開発事業の場合に限り、当該開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第3条各号の開発事業に該当する場合を除く。）
- (8) 建築物の平面図（条例第2条第2号イに規定する開発事業の場合に限る。）
- (9) 前条各号に係る事項を示した図書
- (10) その他市長が必要と認める図書

(説明会の開催等)

第10条 条例第10条第1項第1号又は第2号の説明会（以下「説明会」という。）は、地域住民等の参加しやすい日時及び場所において2回以上開催しなければならない。

2 開発事業者等は、説明会を開催するに当たっては、当該開発事業者等及び地域住民等双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を併せて行うよう努めなければならない。

3 説明会を開催しようとする開発事業者等は、地域住民等に対して当該説明会を開催する日時及び場所その他必要な事項を示した書類（以下「開催通知書」という。）並びに周知資料を配布し、説明会の開催について通知しなければならない。

4 前項の開催通知書及び周知資料の配布は、次の各号（住所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）が周知対象範囲内にある地域住民等に対しては、第1号又は第3号）のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 手渡しし、又は郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。次条第2項において同じ。）に投かんする方法
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法

- (3) その他市長が認める方法

5 前項第1号の規定による手渡し又は投かんは標識の設置をした日の翌日から説明会を開催する日の7日前までの期間（以下この項において「通知期間」という。）内に行い、同項第2号の送付は通知期間内に地域住民等に送達されるように行わなければならない。

(戸別訪問)

第11条 条例第10条第1項第2号の戸別訪問（以下「戸別訪問」という。）は、地域住民等の住所等の住居、事務所等（以下「住居等」という。）を訪問して説明を行わなければならない。

2 前項の場合において、地域住民等の不在その他の地域住民等の都合により説明を行うことができないときは、当該地域住民等の住居等の郵便受箱に周知資料（初回の訪問に限る。）及び開発事業者等が訪問した日時その他市長が定める事項を示した書類を投かんし、投かんした日の翌日以後に再度訪問しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める日をもって説明を行ったものとする。

- (1) 地域住民等の住居等への訪問を3回行った場合 3回目の訪問をした日
 - (2) 地域住民等から再度の訪問の要望を受けた場合 当該要望を受けた日
 - (3) 地域住民等が戸別訪問を希望しない旨の意思を表示した場合 当該意思を確認した日
- 4 第1項の規定にかかわらず、地域住民の住所等が周知対象範囲外である場合は、当該地域住民に周知資料を郵便等により送付することをもって同項の規定による訪問による説明に代えることができる。この場合において、当該周知資料について通常要する送付日数を基準とした場合に、その日に相当するものと認められる日を経過したときに、当該地域住民に説明をしたものとする。

(意見書及び再意見書等の提出の方法等)

第12条 条例第11条第1項に規定する意見書の提出及び条例第13条第1項に規定する再意見書の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 手渡しし、又は郵便等により送付する方法（意見書又は再意見書に係る電磁的記録を記録した記録媒

体を手渡しし、又は郵便等により送付する方法を含む。)

- (2) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号の電子メールをいう。）により送信する方法
 - (3) その他市長が認める方法
- 2 前項の規定は、条例第11条第2項に規定する見解書の交付又は送付及び条例第13条第3項に規定する再見解書の交付又は送付について準用する。この場合において、前項第1号中「手渡しし」とあるのは「手渡しし、郵便受箱に投かんし」と、「意見書又は再意見書」とあるのは「見解書又は再見解書」と読み替えるものとする。
- 3 意見書若しくは再意見書又は見解書若しくは再見解書（以下「意見書等」という。）には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 意見書等を作成した者の氏名及び住所又は商号若しくは名称、代表者の役職及び氏名並びに本店若しくは主たる事務所の所在地
 - (2) 意見書等に係る開発事業等の開発事業等区域の所在地又は開発事業若しくは土石の堆積事業の受付番号（条例第9条第2項の規定による届出の際に付番した番号をいう。）
 - (3) 作成する見解書又は再見解書に係る地域住民等の意見の内容（見解書又は再見解書の場合に限る。）
- 4 意見書及び再意見書（日本国内に住所等を有する地域住民等が作成したものに限る。）が郵便等により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

（開発事業構想書等の提出）

- 第13条 条例第12条第1項又は第2項の開発事業構想書等の提出は、開発事業にあっては開発事業構想書（第5号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業構想書（第6号様式）に次に掲げる図書（条例第10条第1項第3号に掲げる開発事業等の場合は、第3号から第5号までに掲げる図書を除く。）を添付して行わなければならない。
- (1) 第9条第1号から第8号までに掲げる図書
 - (2) 開発事業に係る建築物の断面図（条例第2条第2号イに規定する開発事業の場合に限る。）
 - (3) 地域住民等から提出された意見書及び開発事業者等が地域住民等に交付し、又は送付した見解書の写し（当該意見書及び見解書が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録を出力した書面）
 - (4) 地域住民等への周知に使用した図書
 - (5) 周知対象範囲及び地域住民等を示した図書
 - (6) 条例第9条第1項の規定により設置した標識の写真
 - (7) 開発事業等の構想の変更の内容を示した図書（条例第15条第2項又は条例第20条第3項の規定により開発事業構想書等の提出を行う場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の場合において、条例第9条第2項の規定による届出を行った後に開発事業者等の氏名若しくは住所又は商号若しくは名称、代表者の役職若しくは氏名若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をしたときは、当該開発事業者等は、当該開発事業構想書等にその旨を記載しなければならない。
- 3 条例第12条第3項の標識の修正は、条例第9条第1項の規定により設置した標識について必要な記載の修正若しくは追加又は図面の貼替えを行うものとする。
- 4 条例第10条第1項第3号に掲げる開発事業等に係る開発事業者等が、条例第9条第2項の規定による届出及び条例第12条第1項又は第2項の規定による開発事業構想書等の提出を併せて行う場合は、第7条及び第1項の規定にかかわらず、当該開発事業者等は、開発事業にあっては標識設置届出書兼開発事業構想書（第7号様式）、土石の堆積事業にあっては標識設置届出書兼土石の堆積事業構想書（第8号様式）に第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる図書その他市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

（縦覧に供する方法等）

- 第14条 条例第12条第5項の規定により縦覧に供する開発事業構想書等は、これに添付された図書を含み、市長が縦覧に供することを適当でないと認める部分を除くものとする。
- 2 条例第12条第5項の縦覧の方法は、インターネットを利用する方法又は前項の開発事業構想書等に係る電磁的記録に記録された事項を建築局建築指導部情報相談課の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。
- 3 開発事業者等は、条例第12条第7項の規定による記載をしたときは、速やかに、当該記載をした標識の写真（当該標識の設置状況及び記載内容を確認できるものに限る。）を市長に提出しなければならない。

（開発事業等の構想又は開発事業等の計画を変更する場合の手続）

- 第15条 条例第15条第1項の規定による届出（同条第2項ただし書に規定する軽微な変更に係る届出を除く。）又は条例第20条第2項の規定による届出は、開発事業にあっては開発事業の構想変更届出書（第9号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業の構想変更届出書（第10号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。
- (1) 第13条第1項各号に掲げる図書のうち開発事業等の構想の変更に伴いその内容が変更されるもの
 - (2) 開発事業等の構想の変更の内容を示した図書

(3) その他市長が必要と認める図書

2 条例第15条第1項の規定による届出（同条第2項ただし書に規定する軽微な変更に係る届出に限る。）
又は条例第20条第5項の規定による届出は、軽微な変更届出書（開発事業にあっては第11号様式、土石の堆積事業にあっては第12号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 第13条第1項各号に掲げる図書のうち開発事業等の構想の変更（条例第20条第5項の規定による届出を行う場合にあっては、開発事業等の計画の変更を含む。次号及び次条第1号において同じ。）に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業等の構想の変更の内容を示した図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(軽微な変更)

第16条 条例第15条第2項ただし書及び条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業等の構想の変更であって次に掲げるもの
 - ア 開発事業等区域の縮小
 - イ 開発事業等区域内の建築物、特定工作物その他の工作物の規模の縮小
 - ウ 土石の堆積事業における土石の堆積を行う土地の面積、最大堆積高さ又は最大堆積土量の減少
 - エ 条例第18条第2項第1号から第3号まで及び第4号アに規定する空地の面積の増加
 - オ 条例第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設、同項第6号に規定する遊水池その他の適当な施設又は同項第7号に規定する防火水槽に係る変更
 - カ 条例第18条第2項第8号に規定する居住者の集会の用に供する施設の延べ面積の増加
 - キ 特定小規模開発事業等に係る開発事業等の構想の変更
- (2) 開発事業者等の氏名若しくは住所又は商号若しくは名称、代表者の役職若しくは氏名若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の変更
- (3) 開発事業等に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (4) その他前3号に掲げるものと同程度に軽微であると市長が認める変更

第2節 開発事業等の構想に関する協議

(開発等協議の申出等)

第17条 条例第16条第4項の申出は、開発等協議申出書（第13号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 土地利用計画図（第6条第3項第1号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (2) 造成計画平面図（第6条第3項第2号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (3) 土石の堆積計画平面図（土石の堆積事業の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 条例第16条第5項の規定による通知は、開発等協議事項通知書（第14号様式）により行うものとする。

3 市長は、前項の通知をした開発事業者等に対し、開発等協議に必要な図書の提出を求めることができる。

4 条例第16条第6項の規定による書面の提出は、開発等協議事項に係る見解書（第15号様式）に第1項各号に掲げる図書（開発等協議により開発事業等の構想を変更した場合は、変更後の図書）及び同条第1項の規定により市長が通知した事項についての開発事業者等の見解を示すために必要な図書を添付して行わなければならない。

5 条例第16条第7項に規定する開発等協議結果通知書の様式は、第16号様式とする。

第3節 開発事業等の計画の同意等

(開発事業等の計画の同意の申請)

第18条 条例第17条第2項の規定による申請は、開発事業にあっては開発事業計画の同意申請書（第17号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業計画の同意申請書（第18号様式）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 次に掲げる開発事業等の区分に応じ、それぞれに定める図面（開発事業等がア及びイに掲げる開発事業のいずれにも該当する場合は、ア及びイに定める図面）
 - ア 第6条第3項第1号に掲げる開発事業 土地利用計画図
 - イ 第6条第3項第2号に掲げる開発事業 造成計画平面図
 - ウ 土石の堆積事業 土石の堆積計画平面図
- (2) 条例第18条第1項第2号の同意の基準を満たしていること（同条第3項各号に掲げる開発事業にあっては、同条第2項第11号の整備基準に適合していること）を証する図書（同条第1項第1号の同意の基準を満たしていることのみを要する場合を除く。）
- (3) その他市長が必要と認める図書

(自由利用空地の整備基準)

第19条 条例第18条第2項第3号の規定により設ける空地は、次に定めるところにより整備しなければならない。

- (1) おおむね整形とすること。
- (2) おおむね平たんとすること。

(3) 道路又は条例第18条第2項第2号の規定による空地に接し、かつ、その接する部分から安全に入りができるようすること。

(屋上又は壁面の緑化面積の算出)

第20条 条例第18条第2項第4号アの規定により算出する建築物の屋上又は壁面に緑化を行う場合における面積は、緑化を行う当該建築物の屋上又は壁面の部分の水平投影面積（建築物の外壁の直立部分に緑化を行う場合は、当該直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積）の合計とする。

(雨水流出抑制施設)

第21条 条例第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設は、次に定めるところにより設置しなければならない。

- (1) 開発事業区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合は、がけの周辺その他市長が定める場所以外の場所に、雨水を排除すべきますのうち雨水を浸透させる機能を有するもの（以下「雨水浸透ます」という。）又は多孔管その他雨水を排除するための排水管で雨水を浸透させる機能を有するもの（以下「雨水浸透管」という。）を設置すること。
- (2) 開発事業区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合は、次項に定める対策貯留量以上の容量を有する池で雨水流出量を調整するためのオリフィスを有するもの（以下「雨水調整池」という。）を設置すること。ただし、雨水流出量を調整するためのオリフィスを有する雨水を一時貯留する施設で雨水調整池以外のもの（以下「雨水貯留施設」という。）、雨水浸透ます又は雨水浸透管で、市長が当該雨水調整池と同等の機能を有すると認めるものを設置する場合にあっては、この限りでない。
- (3) 開発事業区域の面積が0.3ヘクタール以上の場合は、次項に定める対策貯留量以上の容量を有する雨水調整池を設置すること。

2 雨水調整池の対策貯留量は、次のいずれかの方法により算定した量とする。

- (1) 開発事業区域に係る30年に1回の確率で想定される降雨強度値以下で市長が定める降雨強度値及び市長が定める流出係数を用いて雨水調整池に流入する雨水の量を算定した場合において、当該開発事業区域の雨水の放流先となる河川の流域ごとに市長が定める量以下に雨水流出量を抑えることができるよう雨水調整池が一時貯留すべき雨水の量として市長が定める算式により算定した量
- (2) 次表に定める数値に開発事業区域の面積を乗じて得られる量

開発事業区域 の面積	0.1ha以上 0.3ha未満	0.3ha以上5ha 未満	5ha以上
数値	270m ³ /ha	540m ³ /ha	720m ³ /ha

(遊水池その他の適当な施設)

第22条 条例第18条第2項第6号に規定する遊水池その他の適当な施設は、開発事業区域内の下水の放流先の排水能力等を勘案して、最も有効に雨水を一時貯留できる位置に、市長が定めるところにより設置しなければならない。

(防火水槽の構造)

第23条 条例第18条第2項第7号に規定する規則で定める構造は、次のとおりとする。

- (1) 防火水槽に作用する荷重及び外力に対して必要な強度、耐久性及び水密性を有する構造とすること。
- (2) 1基当たりの有効水量が40立方メートル以上となるようにすること。
- (3) 取水口は、消防ポンプ自動車が容易に取水できる位置に設けること。

(集会施設の延べ面積)

第24条 条例第18条第2項第8号に規定する規則で定める数値は、次のとおりとする。

- (1) 住戸の数が100戸以上250戸未満の場合 50平方メートル
- (2) 住戸の数が250戸以上500戸未満の場合 75平方メートル
- (3) 住戸の数が500戸以上750戸未満の場合 100平方メートル
- (4) 住戸の数が750戸以上1,000戸未満の場合 125平方メートル
- (5) 住戸の数が1,000戸以上の場合 150平方メートル

(開発事業等の計画の同意又は不同意の通知)

第25条 条例第19条第1項（条例第20条第8項において準用する場合を除く。）の規定による通知は、開発事業にあっては開発事業計画の同意通知書（第19号様式）又は開発事業計画の不同意通知書（第20号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業計画の同意通知書（第21号様式）又は土石の堆積事業計画の不同意通知書（第22号様式）により行うものとする。

(開発事業等の計画の変更に係る同意の申請等)

第26条 条例第20条第4項の規定による申請は、開発事業にあっては開発事業計画の変更の同意申請書（第23号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業計画の変更の同意申請書（第24号様式）に第18条各号に掲げる図書（同条第2号に掲げる図書にあっては、開発事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに限る。）並びに開発事業等の計画の変更の内容を示した図書を添付して行わなければならぬ。

2 条例第20条第6項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業区域の形状の変更
- (2) 公共施設の位置及び形状の変更
- (3) 予定される建築物の敷地の計画数の変更

(4) 予定される建築物の用途の変更

3 条例第20条第8項において準用する条例第19条第1項の規定による通知は、開発事業にあっては開発事業計画の変更の同意通知書（第25号様式）又は開発事業計画の変更の不同意通知書（第26号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業計画の変更の同意通知書（第27号様式）又は土石の堆積事業計画の変更の不同意通知書（第28号様式）により行うものとする。

(開発事業等の廃止)

第27条 条例第21条の規定による届出は、開発事業等廃止届出書（第29号様式）に同条の規定により設置する標識（以下この条において「廃止標識」という。）の写真（廃止標識の設置状況及び廃止標識に記載された事項を確認できるものに限る。）を添付して行わなければならない。

2 廃止標識の様式は、開発事業にあっては第30号様式、土石の堆積事業にあっては第31号様式とし、次のいずれかの方法により設置するものとする。

(1) 条例第9条第1項の規定により設置した標識の表面全体に斜線を赤色で記載し、廃止標識の様式の表示を書面に出力し必要事項を記載したものを貼付する方法

(2) 条例第9条第1項の規定により設置した標識を撤去し、当該標識が設置されていた場所に廃止標識を地面から廃止標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置する方法

(承継の手続)

第28条 条例第22条第1項の規定による届出は、一般承継届出書（第32号様式）に当該地位の承継の事実を証する書類を添付して行わなければならない。

2 条例第22条第2項の承認の申請は、特定承継承認申請書（第33号様式）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 開発事業等に関する工事を施行する権原の取得を証する書類

(2) 同意に基づく地位を承継することについて被承継人の同意を得たことを証する書類

3 市長は、前項の申請があったときは、遅滞なく、承認又は不承認の処分をし、開発事業等の計画の同意に基づく地位の特定承継の承認通知書（第34号様式）又は開発事業等の計画の同意に基づく地位の特定承継の不承認通知書（第35号様式）により、同項の申請をした者に通知するものとする。

第3章 都市計画法に基づく開発許可の基準等

(袋路状道路)

第29条 条例第29条ただし書に規定する転回広場及び避難通路は、次に定めるところにより設けるものとする。

(1) 袋路状道路の終端に転回広場が設けられていること。ただし、市長が車両の通行上支障がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(2) 袋路状道路の延長が35メートルを超える場合にあっては、当該道路の区間の35メートル以内ごとに転回広場が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

ア 当該袋路状道路の新たに設ける部分の幅員が5.5メートル以上である場合

イ 市長が車両の通行上支障がないと認める場合

(3) 幅員1メートル以上の避難通路で、袋路状道路の終端及び道路、公園その他これらに類するもので避難上有効なものに接続しているものが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

ア 当該袋路状道路の新たに設ける部分の幅員が5.5メートル以上である場合

イ 市長が避難上支障がないと認める場合

(適切な植栽が行われる土地の面積の植栽する樹木の本数への換算)

第30条 条例第35条第3項の規定による換算は、同条第1項第3号の適切な植栽が行われる土地の面積1平方メートルを、次の各号に掲げる樹木の種類に応じ、当該各号に掲げる樹木の本数に換算することにより行うものとする。

(1) 高木 0.1本

(2) 中木 0.5本

(3) 低木 2.5本

第4章 雜則

(台帳等の閲覧)

第31条 条例第37条第1項に規定する台帳の様式は、開発事業に関する台帳にあっては第36号様式、土石の堆積事業に関する台帳にあっては第37号様式とする。

2 前項の台帳の閲覧は、次の各号に掲げる開発事業等の区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から1年を経過する日までの間、行うものとする。この場合において、条例第21条の規定による開発事業等の廃止の届出があったときは、市長は、当該台帳のうち当該開発事業等に係る事項を閲覧に供することを中止するものとする。

(1) 条例第2条第2号ア又はオに掲げる開発事業 当該開発事業に関する工事に係る都市計画法第36条第3項の規定による公告があった日（当該開発事業に係る区域が工区に分かれているときは、全ての工区について当該公告があった日）

(2) 条例第2条第2号イ又はウに掲げる開発事業 当該開発事業に関する工事に係る建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証が交付された日（当該

工事に係る予定される建築物が複数ある場合にあっては、全ての予定される建築物について当該検査済証が交付された日)

- (3) 条例第2条第2号エに掲げる開発事業 当該開発事業に関する工事に係る盛土規制法第17条第2項の規定による検査済証が交付された日
- (4) 条例第2条第2号カに掲げる開発事業 当該開発事業に関する工事に係る建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定による公告があった日
- (5) 土石の堆積事業 当該土石の堆積事業に関する工事に係る盛土規制法第17条第5項の規定による確認済証が交付された日

3 第14条第2項の規定は、第1項の台帳の閲覧について準用する。

第32条 条例第37条第2項の規定により一般の閲覧に供する書面及び開発事業構想書等（次項において「書面等」という。）は、これらに添付された図書を含み、市長が閲覧に供することを適当でないと認める部分を除くものとする。

2 第14条第2項及び前条第2項の規定は、書面等の閲覧について準用する。この場合において、同項後段中「当該台帳のうち当該開発事業等に係る事項」とあるのは、「当該書面又は開発事業構想書等」と読み替えるものとする。

（命令）

第33条 条例第39条第2項の規定による公示は、横浜市報に登載して行うものとする。

（身分証明書の様式）

第34条 条例第40条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）別記様式とする。

（委任）

第35条 この規則の施行に関し必要な事項は、建築局長が定める。

附 則（令和7年3月規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

3 横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

（様式省略）

第1号様式（第6条第1項）

開発事業のお知らせ							
開発事業区域の所在地（地番）						図面貼付欄	
開発事業の区分							
開発事業の目的							
予定する建築物	用途		住戸数	戸			
	敷地面積	m ²	階数	地上	階、地下		
	（※一戸建ての住宅以外の場合）	建築面積	m ²	建蔽率	%		
		延べ面積	m ²	容積率	%		
		構造		造高さ	m		
	棟数	棟	駐車台数	台			
その他予定する土地利用等							
盛土・切土の概要 (※一定規模以上の盛土・切土の場合)	盛土の高さ	m	切土の高さ	m			
	盛土の面積	m ²	切土の面積	m ²			
	盛土の土量	m ³	切土の土量	m ³			
工期 (予定)	開発事業	年月日～年月日					
	建築物又は特定工作物	年月日～年月日					
手続	開発事業受付番号	第 号					
	標識設置年月日	年月日					
	説明会の開催又は戸別訪問の予定	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 予定なし					
		年月日～年月日					
	開発事業構想書提出日	年月日					
	開発事業構想書縦覧期間	年月日～年月日					
同意年月日	年月日						
開発事業者	住所					備考1	備考2
	氏名						
連絡先 (担当者・代理者)	氏名						
	電話						
工事施行者	住所						
	氏名						
1 この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第9条第1項の規定により開発事業を行おうとする上記の開発事業者が設置したものです。 2 上記の開発事業について、開発事業者から横浜市に提出された開発事業構想書等（開発事業に係る図面等）は、横浜市において内容の確認をした後に、右記の横浜市のウェブサイトで縦覧又は閲覧することができます。						（縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上） ウェブサイトのアドレス及び二次元コード	

（備考）

- 1 この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 2 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。
- 3 「予定する建築物」の「建築面積」、「建蔽率」、「延べ面積」、「容積率」、「構造」、「高さ」、「棟数」及び「駐車台数」の欄は、一戸建ての住宅以外の建築物の建築を行う場合に記入すること。
- 4 「盛土・切土の概要」の「盛土の高さ」、「切土の高さ」、「盛土の面積」、「切土の面積」、「盛土の土量」及び「切土の土量」の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合に記入すること。
- 5 「盛土の高さ」及び「切土の高さ」は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入すること。
- 6 「手続」の欄は、手続の進捗に応じて、速やかに記入すること。
- 7 「開発事業者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 8 「連絡先（担当者・代理者）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 9 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。

第2号様式（第6条第1項）

土砂又は岩石を積み重ねる事業（土石の堆積事業）のお知らせ			
土石の堆積事業区域の所在地（地番）		図面貼付欄	
土石の堆積事業の目的			
土石の堆積の概要	堆積を行う土地の面積		m ²
	最大堆積高さ		m
	最大堆積土量		m ³
工期（予定） ※盛土規制法の許可（予定）日から5年以内	土石の堆積前工事期間		年月日～年月日
	土石の堆積期間	年月日～年月日	
	土石の除却予定年月日	年月日	
	工期の延長予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり	
手続	土石の堆積事業受付番号	第 号	
	標識設置年月日	年月日	
	説明会の開催又は戸別訪問の予定	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 予定なし 年月日～年月日	
	土石の堆積事業構想書提出日	年月日	
	土石の堆積事業構想書縦覧期間	年月日～年月日	
	同意年月日	年月日	
連絡先（担当者・代理人）	住所	備考	
	氏名		
	電話		
工事施工者1	住所		
	氏名		
	種別		<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
工事施工者2	住所		
	氏名		
	種別		<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
工事施工者3	住所		
	氏名		
	種別		<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
1 この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第9条第1項の規定により土石の堆積事業を行おうとする上記の土石の堆積事業者が設置したものです。 2 上記の土石の堆積事業について、土石の堆積事業者から横浜市に提出された土石の堆積事業構想書等（土石の堆積事業に係る図面等）は、横浜市において内容の確認をした後に、右記の横浜市のウェブサイトで縦覧又は閲覧することができます。		ウェブサイトのアドレス及び二次元コード	

（縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上）

（備考）

- 1 この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 2 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。
- 3 「工期（予定）」の欄に記入する工期（予定）は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を得た日（得る予定日）又は同法第15条第1項の協議が成立した日（成立する予定日）から5年以内に土石を除却する工期（予定）とすること。また、同法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期（予定）」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」とすること。
- 4 「手続」の欄は、手続の進捗に応じて、速やかに記入すること。
- 5 「土石の堆積事業者」、「工事施工者1」、「工事施工者2」及び「工事施工者3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 6 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 7 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。

第3号様式(第7条)

(第1面)
標識設置届出書(開発事業)

(届出先)
横浜市長

次の開発事業に係る標識を設置しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例(以下「条例」という。)第9条第2項の規定により届け出ます。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要

届出年月日	年 月 日		
標識設置年月日	年 月 日		
開発事業区域の所在地(地番)			
開発事業者 (届出者)	住所		
	氏名		
	電話		
連絡先 (担当者・代理人)	氏名		
	電話		
	E-mail		
区域区分 用途地域			
開 の 發 規 事 制 業 等 区 域	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
		<input type="checkbox"/> 都市計画マスターplanの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール	
	景観計画	<input type="checkbox"/> 計画名:	
		<input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用あり <input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用なし	
	都市計画施設	<input type="checkbox"/> あり(都市計画施設名:) <input type="checkbox"/> なし	
		<input type="checkbox"/> 緑化地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域	
開発事業の区分			
<input type="checkbox"/> ア:開発行為(開発区域の面積500m ² 以上等) <input type="checkbox"/> イ:大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ:市街化調整区域における建築物の建築(建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等) <input type="checkbox"/> エ:宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ:斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ:開発行為(開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定をするもの)			
特定大規模開発事業等			
<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積5,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 開発事業区域のうち市街化調整区域の面積3,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> 高さ9mを超える盛土 <input type="checkbox"/> 非該当			
特定小規模開発事業等			
<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積500m ² 未満 <input type="checkbox"/> 非該当			
開発事業の実施に当たり行う手続			
<input type="checkbox"/> 開発許可(協議)(<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 建築確認(計画通知) <input type="checkbox"/> 都市計画法の建築許可(協議) <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可(協議) <input type="checkbox"/> 道路位置指定			
宅地造成又は特定盛土等			
<input type="checkbox"/> 該当(宅地造成) <input type="checkbox"/> 該当(特定盛土等) <input type="checkbox"/> 非該当			
盛土規制法の土地用途 (該当の場合)	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
	構想	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
予定建築物の建築時期			
<input type="checkbox"/> 開発事業と併せて建築 <input type="checkbox"/> 開発事業の完了後に建築 <input type="checkbox"/> 建築なし			
備考			
開発事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計	号
(注意)			受付欄
1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地並びに商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。 3 「開発事業受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。			(A 4)

2 開発事業の構想の概要

①	目的	種別		<input type="checkbox"/> 建築物の建築	<input type="checkbox"/> 特定工作物の建設				
				<input type="checkbox"/> 災害の発生防止	<input type="checkbox"/> その他の土地利用				
予定する建築物、(特定)工作物又は土地利用の用途等									
②	業開 区發 域事	所在地(地番)		「第1面 1 開発事業区域の所在地(地番)」と同じ					
		面積	内訳	m^2					
				市街化区域	m^2	m^2			
③	予定する建築物等	用途		住戸数		戸			
		敷地面積		m^2	階数	地上 地下	階、階		
		※一戸建て の住宅以外 の場合	建築面積	m^2	建蔽率	% %			
			延べ面積	m^2	容積率	%			
			車庫等:	m^2					
			構造	造	高さ	m			
		棟数	棟	駐車台数	台				
予定する(特定)工作物									
その他予定する土地利用									
④	盛土・切土の高さ		盛土	m	切土	m			
⑤	(予定期)	開発事業		年	月	日	年	月	日
		建築物又は(特定)工作物に 関する工事		年	月	日	年	月	日
⑥	その他								

3 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図

- ※ 次の開発事業の場合は、添付は不要です。
 - ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が $500 m^2$ 未満であるもの
 - ・都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する開発事業
 - ・条例第3条第1号又は第2号に規定する開発事業
- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図
 - ※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書の規定による工事を除く。）に該当しない場合は、添付は不要です。
- (6) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）
 - ※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (7) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。
- 2 ④の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

第4号様式(第7条)

(第1面)
標識設置届出書(土石の堆積事業)

(届出先)
横浜市長

次の土石の堆積事業に係る標識を設置しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例(以下「条例」という。)第9条第2項の規定により届け出ます。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

届出年月日	年 月 日			
標識設置年月日	年 月 日			
提出区分(周知区分)	<input type="checkbox"/> 新規構想 <input type="checkbox"/> 構想変更			
土石の堆積事業区域の所在地(地番)				
土石の堆積事業者(届出者)	住所			
	氏名			
	電話			
	種別	<input type="checkbox"/> ストックヤード運営事業者		
		<input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地(搬出先)を指定して土石の堆積に関する工事をする(搬出する)請負契約の発注者		
連絡先(担当者・代理人)	<input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地(搬出先)を決めて請負契約によらず自ら土石の堆積に関する工事(搬出)を行う者			
	<input type="checkbox"/> 土石の搬出又は処分を請け負い、土石を堆積する土地(搬入先)を決めて土石を堆積に関する工事(搬出)を行う者			
	<input type="checkbox"/> その他()			
	D氏名			
	E-mail			
土石の堆積事業の規制等	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域			
	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスターplanの地区plan	<input type="checkbox"/> 地区計画	<input type="checkbox"/> 建築協定
		<input type="checkbox"/> 地域まちづくりplan	<input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール	
	計画名:			
	<input type="checkbox"/> 他の地域地区			
	<input type="checkbox"/> 風致地区	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域	
盛土規制法の土地用途	堆積前	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地		
	除却後	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地		
<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積5,000m ² 以上				
<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域のうち市街化調整区域の面積3,000m ² 以上				
<input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う土地の面積2,000m ² 以上				
<input type="checkbox"/> 土石の堆積の高さ5m以上				
<input type="checkbox"/> 非該当				
<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積500m ² 未満				
<input type="checkbox"/> 非該当				
備考				
土石の堆積事業受付番号	第	土計号		
(注意)				
1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。 3 「土石の堆積事業受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。				
受付欄				

(A 4)

2 土石の堆積事業の構想の概要

①	目的		<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ()
②	土石の堆積事業区域	所在地 (地番)	「第1面 1 土石の堆積事業区域の所在地 (地番)」と同じ。
		面積	m ²
		内訳	市街化区域 m ² 市街化調整区域 m ²
③	規模	堆積を行う土地の面積	m ²
		最大堆積高さ	m
④	堆積する土石の種類等	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称 ()
⑤	附属する建築物(門及び塀等を含む。)及び工作物の概要		
⑥	工期(予定)	土石の堆積前工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		土石の堆積期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		土石の除却予定年月日	年 月 日
		工期の延長予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり
⑦	その他		

3 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土石の堆積計画平面図
- (5) 土石の堆積計画断面図
- (6) 標識を撮影した写真(遠景及び近景)

※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。

- (7) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 ⑥の「工期(予定)」の欄に記入する工期(予定)は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を得た日(得る予定日)又は同法第15条第1項の協議が成立した日(成立予定日)から5年以内に土石を除却する工期(予定)としてください。また、同法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期(予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。
- 2 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

第5号様式(第13条第1項)

(第1面)
開発事業構想書

(提出先)
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例(以下「条例」という。)第12条第1項の規定により、開発事業構想書を提出します。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要

提出年月日	年 月 日	
標識設置(修正)年月日	年 月 日	
提出区分(周知区分)	<input type="checkbox"/> 新規構想 <input type="checkbox"/> 構想変更	
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号	
開発事業区域の所在地(地番)		
開発事業者(提出者)	住所 氏名 電話	
連絡先(担当者・代理人)	氏名 電話 E-mail	
工事施工者	住所 氏名 電話	
開発規制業等区域	区域区分 用途地域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスターplanの地区plan <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりplan <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール
	景観計画	<input type="checkbox"/> 計画名: <input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用あり <input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用なし
	都市計画施設	<input type="checkbox"/> あり(都市計画施設名:) <input type="checkbox"/> なし
	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 緑化地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域
	開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア:開発行為(開発区域の面積500m ² 以上等) <input type="checkbox"/> イ:大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ:市街化調整区域における建築物の建築(建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等) <input type="checkbox"/> エ:宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ:斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ:開発行為(開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定をするもの)
特定大規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積5,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 開発事業区域のうち市街化調整区域の面積3,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> 高さ9mを超える盛土 <input type="checkbox"/> 非該当	
特定小規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積500m ² 未満 <input type="checkbox"/> 非該当	
開発事業の実施に当たり行う手続	<input type="checkbox"/> 開発許可(協議)(<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 建築確認(計画通知) <input type="checkbox"/> 都市計画法の建築許可(協議) <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可(協議) <input type="checkbox"/> 道路位置指定	
宅地造成又は特定盛土等	<input type="checkbox"/> 該当(宅地造成) <input type="checkbox"/> 該当(特定盛土等) <input type="checkbox"/> 非該当	
盛土規制法の土地用途(該当の場合)	現況構想	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
予定建築物の建築時期	<input type="checkbox"/> 開発事業と併せて建築 <input type="checkbox"/> 開発事業の完了後に建築 <input type="checkbox"/> 建築なし	
備考		

(注意)

- 1 「開発事業者」及び「工事施工者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 標識設置届出書の提出以後に開発事業者の氏名又は住所等を変更したときは、「備考」の欄にその旨を記入してください。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

受付欄

(A 4)

2 開発事業の構想の概要

①	目的		<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設、 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用							
②	業開 区發 域事	所在地（地番）		「第1面 1 開発事業区域の所在地（地番）」と同じ。 m ²						
		面積	内訳	市街化区域	m ²					
③	条例 による 空地			市街化調整区域	m ²					
	道路状空地			<input type="checkbox"/> あり	面積 m ²	比率 %				
				<input type="checkbox"/> なし						
	歩道状空地			<input type="checkbox"/> あり	面積 m ²	比率 %				
				<input type="checkbox"/> なし						
④	整備 公 共 要 施 設 管 理 の 者 等	自由利用空地		<input type="checkbox"/> あり	面積 m ²	比率 %				
				<input type="checkbox"/> なし						
		緑化空地		<input type="checkbox"/> あり	建築物の敷地（宅地）の面積 m ²					
					緑化空地の面積 m ²					
⑤	予定する建築物等	道路又は道路状空地			緑化の比率 %					
		公園等			本数 本					
		雨水処理（下水道・排水施設等）			<input type="checkbox"/> なし 理由：					
		雨水流出抑制施設 又は遊水地等								
⑥	盛土の概要	汚水処理（下水道等）								
		消防水位（防火水槽等）								
		ごみ収集場								
		公益用地								
⑦	(予定期)	集会室								
		道路構造（側溝切下げ等）								
		その他								
⑧		用途			住戸数 戸					
			敷地面積 m ²		階数 地上階、地下階					
			※一戸建ての住宅以外の場合	建築面積 m ²	建蔽率 %					
				延べ面積 m ²	容積率 %					
⑨		予定期		車庫等： m ²						
				構造 造	高さ m					
				棟数 棟	駐車台数 台					
		予定期する（特定）工作物								
⑩			その他予定期する土地利用							
⑪			盛土・切土の高さ		盛土 m	切土 m				
			盛土・切土の面積		盛土 m ²	切土 m ²				
			盛土・切土の土量		盛土 m ³	切土 m ³				
			擁壁の構造・高さ・勾配		造 m 度	造 m 度				
⑫			法面・崖面の高さ及び勾配		m 度					
⑬		開発事業		年 月 日	～	年 月 日				
		建築物又は（特定）工作物に 関する工事		年 月 日	～	年 月 日				
⑭	その他									

(注意)

- 開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第3条第1号若しくは第2号の開発事業に該当する場合は、③から⑤まで（④の「道路構造（側溝切下げ等）」を除く。）の記入は不要です。
- ⑥は、開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書の規定による工事を除く。）に該当する場合に記入してください。
- ⑥の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

3 周辺への配慮事項等に係る開発事業者の見解

周辺への配慮事項等		開発事業者の見解
① 開発事業に関する工事の施行中における粉じんの飛散防止対策及び工事車両の通行等		
② 地域まちづくり計画との整合に関する事項		
※特定大規模開発事業等の場合に記入	③ 周辺環境との調和に関する事項	
	④ 地区計画の指定、建築協定の締結等による良好な居住環境の維持のための措置に関する事項	
	⑤ 開発事業区域における防犯対策に関する事項	
	⑥ 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保に関する事項	
	⑦ その他	

(注意)

- 1 ②は、地域まちづくり計画の範囲に開発事業区域が含まれている場合に記入してください。
- 2 ③から⑥までは、特定大規模開発事業等の場合に記入してください。
- 3 1及び2にかかわらず、開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第3条第1号若しくは第2号の開発事業に該当する場合は、②から⑥までの記入は不要です。

4 周知の概要

(1) 周知方法

周知方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催（災害発生等に限り市長が認める方法を含む。） <input type="checkbox"/> 戸別訪問（その他市長が認める方法を含む。） <input type="checkbox"/> 標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法
周知対象範囲	<input type="checkbox"/> 50m <input type="checkbox"/> 15m <input type="checkbox"/> 範囲なし（標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法）
地域まちづくり計画 運営団体	<input type="checkbox"/> あり 運営団体名： <input type="checkbox"/> なし
備考	

(2) 説明会の開催の概要（説明会の開催により周知を行う場合に記入します。）

開催通知書・周知資料 の配布日等 (※配布期限あり)	周知対象範囲内外宛て配布日（手渡し又は投かん 日）	年　月　日
	周知対象範囲外宛て配布日（郵便等の送付日）	年　月　日
	投かん及び郵便等以外の配布 方法と配布日 (※配布前に市への報告要)	
開催日時 (※2回以上)	年　月　日 時　分～　時　分 年　月　日 時　分～　時　分 年　月　日 時　分～　時　分	
開催場所	名称 所在地	
WEB会議システム等 の併用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
説明者の所属・氏名		
説明会出席者数	名	
備考		

(3) 戸別訪問等の概要（戸別訪問その他市長が認める方法により周知を行う場合に記入します。）

訪問年月日 (周知資料投かん年月日)	年　月　日 年　月　日 年　月　日
周知資料の送付年月日 (送付した場合)	年　月　日
周知が終了した年月日	年　月　日
訪問者（周知を行った者）の所属・ 氏名	
電話・WEB会議システム等での周 知	<input type="checkbox"/> あり（電話） <input type="checkbox"/> あり（WEB会議システム等） <input type="checkbox"/> なし
不在等により周知を行うことができ なかつた場合の対応内容	<input type="checkbox"/> 初回訪問時に周知資料を投かんの上合計3回以上訪問 <input type="checkbox"/> 地域住民等より訪問が不要との意思表示があったため終了 <input type="checkbox"/> その他
戸別訪問が困難であった場合の周 知の方法とその周知日 (※その他市長が認める方法。周知 前に市への報告要)	
備考	

(4) 意見書及び見解書の概要

意見書提出期限（※国内当日消印有効）	年　月　日
意見書の提出件数	件
見解書の地域住民等への交付又は送付年月日（最終日）	年　月　日
備考	

(注意)

標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、(2)から(4)までの記入は不要です。

5 説明会及び戸別訪問等での意見及び見解等

意見番号	説明会開催日又は訪問日等	回答日	地域住民等の意見等の内容	開発事業者の見解(回答)の内容
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

6 意見書及び見解書の内容等

意見番号	意見書提出日	見解書交付・送付日	意見書の内容 (地域住民等の意見等の内容)	見解書の内容 (開発事業者の見解の内容)
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

(注意)

- 1 標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、作成及び提出は不要です。
- 2 必要に応じて行の追加又はこの面の枚数の追加をしてください。
- 3 市長に提出するもののうち縦覧及び閲覧に供するものについては、個人情報等を記入した部分を黒く塗ってください。
- 4 「意見書の内容」及び「見解書の内容」の欄は、意見書及び見解書の内容を要約及び省略せず、そのままの内容を記入してください（資料がある場合は、その旨を記入し、添付してください。）。

7 説明会の開催又は戸別訪問等の周知の実施結果

(注意)

- 1 標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法の場合は作成及び提出は不要です。
 - 2 必要に応じて行の追加又はこの面の枚数の追加をしてください。
 - 3 ①には、土地ごと、建築物ごと又は地域住民等ごとに付番した番号を記入してください。
 - 4 ②について、地域住民等が法人等の場合は、本店若しくは主たる事務所の所在地、商号若しくは名称並びに周知を受けた者の氏名を記入してください。
 - 5 ③には、周知を受けた地域住民等の区分の番号（複数の区分に該当する場合は、全ての番号）を記入してください。区分の番号は、建築物の占有者が1、建築物の所有者が2、土地所有者が3、地域まちづくり計画運営団体が4です。
 - 6 ④には、説明会の開催の場合は、開催通知書及び周知資料の配布日及び配布方法並びに説明会の出席日（出席の場合のみ）等、戸別訪問の場合は、訪問日、周知資料の投かん日、周知資料の送付日並びにその他市長が認める方法での周知方法の内容及び周知を行った日等を記入してください。
 - 7 ⑤には、第5面の5及び6に記入した意見番号を記入してください。

8 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図

※ 次の開発事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの
- ・都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第3条第1号又は第2号に規定する開発事業

(5) 造成計画平面図及び造成計画断面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書の規定による工事を除く。）に該当しない場合は、添付は不要です。

(6) 建築物の立面図

※ 一戸建ての住宅以外の建築物の建築が行われる予定である開発事業の場合に添付してください。ただし、次の開発事業の場合は、添付は不要です。

- ・都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第3条第1号又は第2号に規定する開発事業

(7) 建築物の平面図及び断面図

※ 「イ：大規模な共同住宅の建築」に該当する開発事業の場合に添付してください。

(8) 地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）

(9) 開発事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）

(10) 周知に使用した図書

(11) 周知対象範囲及び地域住民等を示した図書

(12) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）

※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。

(13) 開発事業計画の構想の変更の内容を示した図書

※ 開発事業の構想を変更する場合に添付してください。

(14) その他市長が必要と認める図書

(注意)

1 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

2 第7面は、市長への提出を省略することができます。

第6号様式(第13条第1項)

(第1面)
土石の堆積事業構想書

(提出先)
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例(以下「条例」という。)第12条第2項の規定により、土石の堆積事業構想書を提出します。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

提出年月日	年 月 日		
標識設置(修正)年月日	年 月 日		
提出区分(周知区分)	<input type="checkbox"/> 新規構想 <input type="checkbox"/> 構想変更		
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号		
土石の堆積事業区域の所在地(地番)			
土石の堆積事業者(提出者)	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> ストックヤード運営事業者 <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地(搬出先)を指定して土石の堆積に関する工事をする(搬出する)請負契約の発注者 <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地(搬出先)を決めて請負契約によらず自ら土石の堆積に関する工事(搬出)を行う者 <input type="checkbox"/> 土石の搬出又は処分を請け負い、土石を堆積する土地(搬入先)を決めて土石を堆積に関する工事(搬出)を行う者 <input type="checkbox"/> その他() 	
	連絡先(担当者・代理人)	<p>氏名</p> <p>電話</p> <p>E-mail</p>	
工事施工者1	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
工事施工者2	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
工事施工者3	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
土石の堆積事業の規制等	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
	用途地域		
	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスターplanの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール	
		計画名:	
		その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域
	盛土規制法の土地用途	堆積前	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
		除却後	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
特定大規模開発事業等		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積5,000 m ² 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域のうち市街化調整区域の面積3,000 m ² 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う土地の面積2,000 m ² 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積の高さ5m以上 <input type="checkbox"/> 非該当	
特定小規模開発事業等		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積500 m ² 未満 <input type="checkbox"/> 非該当	
備考			

(注意)

- 1 「土石の堆積事業者」、「工事施工者1」、「工事施工者2」及び「工事施工者3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 標識設置届出書の提出以後に土石の堆積事業者の氏名又は住所等を変更したときは、「備考」の欄にその旨を記入してください。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

受付欄

(A 4)

2 土石の堆積事業の構想の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他()	
②	積土域事石業の区堆	所在地(地番) <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 内訳	「第1面 1 土石の堆積事業区域の所在地(地番)」と同じ。 <input type="checkbox"/> m ² <input type="checkbox"/> 市街化区域 m ² <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 m ²
		堆積を行う土地の面積 最大堆積高さ 最大堆積土量 堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	<input type="checkbox"/> m ² <input type="checkbox"/> m <input type="checkbox"/> m ³ <input type="checkbox"/> 度
④	種土積類石する等のする	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他()
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称()
⑤	土石の堆積の方法	空地の幅	<input type="checkbox"/> m
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要	
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策	
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策	
		その他の災害発生防止対策	
⑥	土石の搬入出	1日の搬入量の最大量	<input type="checkbox"/> m ³
		1日の搬出量の最大量	<input type="checkbox"/> m ³
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度	
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間	
		土石の堆積事業への搬入元	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所 <input type="checkbox"/> 所在地・地番
			<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所 <input type="checkbox"/> 所在地・地番
		土石の堆積事業区域からの搬出先	
⑦	附属する建築物(門及び塀等を含む。)及び工作物の概要		
⑧	(予定期)	土石の堆積前工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		土石の堆積期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		土石の除却予定年月日	
		工事の延長の予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり
⑨	その他		

(注意)

⑧の「工期(予定)」の欄に記入する工期(予定)は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を得た日(得る予定日)又は同法第15条第1項の協議が成立した日(成立予定日)から5年以内に土石を除却する工期(予定)としてください。また、同法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期(予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。

(第3面)

3 周辺への配慮事項等に係る土石の堆積事業者の見解

周辺への配慮事項等	土石の堆積事業者の見解
① 土石の堆積事業に関する工事の施工中における粉じんの飛散防止対策及び工事車両の通行等	
② 地域まちづくり計画との整合に関する事項	
※特定大規模開発事業等の場合に記入 ③ 周辺環境との調和に関する事項	
④ 土石の堆積事業区域における防犯対策に関する事項	
⑤ その他	

(注意)

- 1 ②は、地域まちづくり計画の範囲に土石の堆積事業等区域が含まれている場合に記入してください。
- 2 ③及び④までは、特定大規模開発事業等の場合に記入してください。

4 周知の概要

(1) 周知方法

周知方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催（災害発生等に限り市長が認める方法を含む。） <input type="checkbox"/> 戸別訪問（その他市長が認める方法を含む。） <input type="checkbox"/> 標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法
周知対象範囲	<input type="checkbox"/> 50m <input type="checkbox"/> 15m <input type="checkbox"/> 範囲なし（標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法）
地域まちづくり計画 運営団体	<input type="checkbox"/> あり 運営団体名： <input type="checkbox"/> なし
備考	

(2) 説明会の開催の概要（説明会の開催により周知を行う場合に記入します。）

開催通知書・周知資料 の配布日等 (※配布期限あり)	周知対象範囲内外宛て配布日（手渡し又は投かん日）	年　月　日
	周知対象範囲外宛て配布日（郵便等の送付日）	年　月　日
	投かん及び郵便等以外の配布方法と配布日 (※配布前に市への報告要)	
開催日時 (※2回以上)	年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分 年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分 年　　月　　日　　時　　分～　　時　　分	
開催場所	名称 所在地	
WEB会議システム等の併用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
説明者の所属・氏名		
説明会出席者数	名	
備考		

(3) 戸別訪問等の概要（戸別訪問その他市長が認める方法により周知を行う場合に記入します。）

訪問年月日 (周知資料投かん年月日)	年　　月　　日 年　　月　　日 年　　月　　日
周知資料の送付年月日 (送付した場合)	年　　月　　日
周知が終了した日	年　　月　　日
訪問者（周知を行った者）の所属・氏名	
電話・WEB会議システム等での周知	<input type="checkbox"/> あり（電話） <input type="checkbox"/> あり（WEB会議システム等） <input type="checkbox"/> なし
不在等により周知を行うことができなかつた場合の対応内容	<input type="checkbox"/> 初回訪問時に周知資料を投かんのうえ合計3回以上訪問 <input type="checkbox"/> 地域住民等より訪問が不要との意思表示があったため終了 <input type="checkbox"/> その他
戸別訪問が困難であった場合の周知の方法とその周知日 (※その他市長が認める方法。周知前に市への報告要)	
備考	

(4) 意見書及び見解書の概要

意見書提出期限（※国内当日消印有効）	年　月　日
意見書の提出件数	件
見解書の地域住民等への交付又は送付年月日（最終日）	年　月　日
備考	

(注意)

標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、(2)から(4)までの記入は不要です。

5 説明会及び戸別訪問等での意見及び見解等

意見番号	説明会開催日又は訪問日等	回答日	地域住民等の意見等の内容	土石の堆積事業者の見解(回答)の内容
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

6 意見書及び見解書の内容等

意見番号	意見書提出日	見解書交付・送付日	意見書の内容 (地域住民等の意見等の内容)	見解書の内容 (土石の堆積事業者の見解の内容)
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

(注意)

- 1 標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、作成及び提出は不要です。
- 2 必要に応じて行の追加又はこの面の枚数の追加をしてください。
- 3 市長に提出するもののうち縦覧及び閲覧に供するものについては、個人情報等を記入した部分を黒く塗ってください。
- 4 「意見書の内容」及び「見解書の内容」の欄は、意見書及び見解書の内容を要約及び省略せず、そのままの内容を記入してください(資料がある場合は、その旨を記入し、添付してください。)。

7 説明会の開催又は戸別訪問等の周知の実施結果

(注意)

- 1 標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、作成及び提出は不要です。
 - 2 必要に応じて行の追加又はこの面の枚数の追加をしてください。
 - 3 ①には、土地ごと、建築物ごと又は地域住民等ごとに付番した番号を記入してください。
 - 4 ②について、地域住民等が法人等の場合は、本店若しくは主たる事務所の所在地、商号若しくは名称並びに周知を受けた者の氏名を記入してください。
 - 5 ③には、周知を受けた地域住民等の区分の番号（複数の区分に該当する場合は、全ての番号）を記入してください。区分の番号は、建築物の占有者が1、建築物の所有者が2、土地所有者が3、地域まちづくり計画運営団体が4です。
 - 6 ④には、説明会の開催の場合は、開催通知書及び周知資料の配布日及び配布方法並びに説明会の出席日（出席の場合のみ）等、戸別訪問の場合は、訪問日、周知資料の投かん日、周知資料の送付日並びにその他市長が認める方法での周知方法の内容及び周知を行った日等を記入してください。
 - 7 ⑤には、第5面の5及び6に記入した意見番号を記入してください。

8 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土石の堆積計画平面図
- (5) 土石の堆積計画断面図
- (6) 地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）
- (7) 土石の堆積事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）
- (8) 周知に使用した図書
- (9) 周知対象範囲及び地域住民等を示した図書
- (10) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）
※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (11) 土石の堆積事業計画の構想の変更の内容を示した図書
※ 土石の堆積事業の構想を変更する場合に添付してください。
- (12) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。
- 2 第7面は、市長への提出を省略することができます。

第7号様式(第13条第4項)

(第1面)

標識設置届出書兼開発事業構想書(新規構想)

(届出・提出先)

横浜市長

次の開発事業に係る標識を設置しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例(以下「条例」という。)第9条第2項の規定により届け出るとともに、条例第12条第1項の規定により、開発事業構想書を提出します。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要

届出・提出年月日	年 月 日		
標識設置年月日	年 月 日		
開発事業区域の所在地(地番)			
開発事業者 (届出・提出者)	住所		
	氏名		
	電話		
連絡先 (担当者・代理人)	氏名		
	電話		
	E-mail		
工事施工者	住所		
	氏名		
	電話		
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
用途地域			
開 の 發 規 事 制 業 等 区 域	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスターplanの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定	
		<input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール	
	計画名:		
	景観計画	<input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用あり <input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用なし	
	都市計画施設	<input type="checkbox"/> あり(都市計画施設名:) <input type="checkbox"/> なし	
その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 緑化地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域		
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア:開発行為(開発区域の面積500m ² 以上等) <input type="checkbox"/> イ:大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ:市街化調整区域における建築物の建築(建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等) <input type="checkbox"/> エ:宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ:斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ:開発行為(開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定をするもの)		
開発事業の実施に当たり行う手続	<input type="checkbox"/> 開発許可(協議)(<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 建築確認(計画通知) <input type="checkbox"/> 都市計画法の建築許可(協議) <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可(協議) <input type="checkbox"/> 道路位置指定		
宅地造成又は特定盛土等	<input type="checkbox"/> 該当(宅地造成) <input type="checkbox"/> 該当(特定盛土等) <input type="checkbox"/> 非該当		
盛土規制法の土地用途 (該当の場合)	現況 構想	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
予定建築物の建築時期	<input type="checkbox"/> 開発事業と併せて建築 <input type="checkbox"/> 開発事業の完了後に建築 <input type="checkbox"/> 建築なし		
備考			
開発事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計	号
(注意)			受付欄
1 「開発事業者」及び「工事施工者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。 3 「開発事業受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。			(A 4)

2 開発事業の構想の概要

①	目的		<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用
	所在地（地番）		「第1面 1 開発事業区域の所在地（地番）」と同じ。 m ²
②	業開 区發 域事	面積	市街化区域 m ²
			市街化調整区域 m ²
③	公共 共備施 設要設 等の 概設 要等	道路	
		雨水処理（下水道・排水施設等）	
		污水処理（下水道等）	
		ごみ収集場	
		道路構造（側溝切下げ等）	
		その他	
④	予定する建築物等	用途	住戸数 戸
		敷地面積 m ²	階数 地上階、地下階
		※一戸建ての住宅以外の場合 建築面積 m ²	建蔽率 %
		延べ面積 m ²	容積率 %
		車庫等： m ²	
		構造 造	高さ m
⑤	盛土の概要	棟数 棟	駐車台数 台
		予定する（特定）工作物	
		その他予定する土地利用	
		盛土・切土の高さ 盛土 m	切土 m
		盛土・切土の面積 盛土 m ²	切土 m ²
⑥	（予定期）	盛土・切土の土量 盛土 m ³	切土 m ³
		擁壁の構造・高さ・勾配 造 m 度	造 m 度
		法面・崖面の高さ及び勾配 m 度	
		開発事業 年 月 日～ 年 月 日	
⑦	建築物又は（特定）工作物に関する工事	年 月 日～ 年 月 日	
⑦	その他		

（注意）

- 1 開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第3条第1号若しくは第2号の開発事業に該当する場合は、③及び④（③の「道路構造（側溝切下げ等）」を除く。）の記入は不要です。
- 2 ⑤は、開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書の規定による工事を除く。）に該当する場合に記入してください。
- 3 ⑤の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

(第3面)

3 周辺への配慮事項等に係る開発事業者の見解

周辺への配慮事項等	開発事業者の見解
① 開発事業に関する工事の施工中における粉じんの飛散防止対策及び工事車両の通行等	
② 地域まちづくり計画との整合に関する事項	
③ その他	

4 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図

※ 次の開発事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの
- ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業

- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。）に該当しない場合は、添付は不要です。

- (6) 建築物の立面図

※ 一戸建ての住宅以外の建築物の建築が行われる予定である開発事業の場合に添付してください。ただし、次の開発事業の場合は、添付は不要です。

- ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業

- (7) 建築物の平面図及び断面図

※ 「イ：大規模な共同住宅の建築」に該当する開発事業の場合に添付してください。

- (8) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）

※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。

- (9) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 ②は、地域まちづくり計画の範囲に開発事業区域が含まれている場合に記入してください。
- 2 1にかかわらず、開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第 3 条第 1 号若しくは第 2 号の開発事業に該当する場合は、②の記入は不要です。
- 3 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

第8号様式 (第13条第4項)

(第1面)

標識設置届出書兼土石の堆積事業構想書 (新規構想)

(届出・提出先)

横浜市長

次の土石の堆積事業に係る標識を設置しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第9条第2項の規定により届け出るとともに、条例第12条第2項の規定により、土石の堆積事業構想書を提出します。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

届出・提出年月日	年 月 日		
標識設置年月日	年 月 日		
土石の堆積事業区域 の所在地（地番）			
土石の堆積事業者 (届出・提出者)	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> ストックヤード運営事業者	
		<input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地（搬出先）を指定して土石の堆積に関する工事をする（搬出する）請負契約の発注者	
連絡先 (担当者・代理人)	<input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地（搬出先）を決めて請負契約によらず自ら土石の堆積に関する工事（搬出）を行う者		
	<input type="checkbox"/> 土石の搬出又は処分を請け負い、土石を堆積する土地（搬入先）を決めて土石を堆積に関する工事（搬出）を行う者		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
	氏名		
	電話		
工事施工者1	E-mail		
	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
工事施工者2	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
	住所		
工事施工者3	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
	用途地域		
土石 域の 規 制 事 業	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスタープランの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定	
		<input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール	
		計画名：	
その他の地域地区		<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域	
盛土規制法 の土地用途	堆積前	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
	除却後	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
備考			
土石の堆積事業受付番号	第	土計 号	
(注意)			受付欄
1 「土石の堆積事業者」、「工事施工者1」、「工事施工者2」及び「工事施工者3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。 2 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。 3 「土石の堆積事業受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。			

(A 4)

2 土石の堆積事業の構想の概要

①	目的		<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他()
②	土石事業の区域堆積	所在地(地番)	「第1面 1 土石の堆積事業区域の所在地(地番)」と同じ。
③	堆積土石規模の	面積	m ²
		内訳	市街化区域 m ² 市街化調整区域 m ²
④	種土積類石する等のする	堆積を行う土地の面積	m ²
		最大堆積高さ	m
		最大堆積土量	m ³
		堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	度
⑤	土石の堆積の方法	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他()
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称()
⑥	土石の搬入出	空地の幅	m
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要	
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策	
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策	
		その他の災害発生防止対策	
		1日の搬入量の最大量	m ³
⑦		1日の搬出量の最大量	m ³
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度	
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間	
		土石の堆積事業への搬入元	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所 所在地・地番
		土石の堆積事業区域からの搬出先	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所 所在地・地番
		附属する建築物(門及び塀等を含む。)及び工作物の概要	
⑧	予定期	土石の堆積前工事期間	年 月 日～ 年 月 日
		土石の堆積期間	年 月 日～ 年 月 日
		土石の除却予定年月日	
		工期延長の予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり
⑨	その他		

(注意)

⑧の「工期(予定)」の欄に記入する工期(予定)は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を得た日(得る予定日)又は同法第15条第1項の協議が成立した日(成立予定日)から5年以内に土石を除却する工期(予定)としてください。また、同法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期(予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。

(第3面)

3 周辺への配慮事項等に係る土石の堆積事業者の見解

周辺への配慮事項等	土石の堆積事業者の見解
① 土石の堆積事業に関する工事の施工中における粉じんの飛散防止対策及び工事車両の通行等	
② 地域まちづくり計画との整合に関する事項	
③ その他	

4 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土石の堆積計画平面図
- (5) 土石の堆積計画断面図
- (6) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）

※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。

- (7) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 ②は、地域まちづくり計画の範囲に土石の堆積事業等区域が含まれている場合に記入してください。
- 2 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

第9号様式(第15条第1項)

開発事業の構想変更届出書

(届出先)
横浜市長

次の開発事業の構想の変更について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第15条第1項又は第20条第2項の規定により届け出ます。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要(変更後)

届出年月日	年 月 日
標識修正年月日	年 月 日
同意年月日(同意後の場合)	年 月 日
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)	
開発事業者 (届出者)	住所 氏名 電話
連絡先 (担当者・代理人)	氏名 電話 E-mail
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為(開発区域の面積500m ² 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築(建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為(開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定をするもの)
特定大規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積5,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 開発事業区域のうち市街化調整区域の面積3,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> 高さ9mを超える盛土 <input type="checkbox"/> 非該当
特定小規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積500m ² 未満 <input type="checkbox"/> 非該当
備考	

2 開発事業の構想の変更の概要

変更の理由			
変更の内容	項目	変更前	変更後
	受付欄		

3 添付図書の一覧

- (1) 開発事業構想書の添付図書のうち開発事業の構想の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業の構想の変更の内容を示した図書
- (3) 修正した標識を撮影した写真(遠景及び近景)

* 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。

- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「変更の理由」及び「変更の内容」の欄は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することもできます。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

(A 4)

第10号様式(第15条第1項)

土石の堆積事業の構想変更届出書

(届出先)
横浜市長

次の土石の堆積事業の構想の変更について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第15条第1項又は条例第20条第2項の規定により届け出ます。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

届出年月日	年 月 日
標識修正年月日	年 月 日
同意年月日(同意後の場合)	年 月 日
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号
土石の堆積事業区域の所在地(地番)	
土石の堆積事業者(届出者)	住所 氏名 電話
連絡先(担当者・代理人)	氏名 電話 E-mail
特定大規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積5,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域のうち市街化調整区域の面積3,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う土地の面積2,000m ² 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積の高さ5m以上 <input type="checkbox"/> 非該当
特定小規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積500m ² 未満 <input type="checkbox"/> 非該当
備考	

2 土石の堆積事業の構想の概要

変更の理由			
変更の内容	項目	変更前	変更後
	受付欄		

3 添付図書の一覧

- (1) 土石の堆積事業構想書の添付図書のうち土石の堆積事業の構想の変更に伴いその内容が変更されるものの
- (2) 土石の堆積事業の構想の変更の内容を示した図書
- (3) 修正した標識を撮影した写真(遠景及び近景)
※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「変更の理由」及び「変更の内容」の欄は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することもできます。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

(A 4)

第11号様式(第15条第2項)

軽微な変更届出書(開発事業)

(届出先)

横浜市長

次の開発事業の構想又は計画の軽微な変更について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第15条第1項又は第20条第5項の規定により届け出ます。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要

届出年月日	年 月 日
標識修正年月日	年 月 日
同意年月日(同意後の場合)	年 月 日
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)	
開発事業者 (届出者)	住所
	氏名
	電話
連絡先 (担当者・代理人)	氏名
	電話
	E-mail
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為(開発区域の面積500m ² 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築(建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為(開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの)
備考	

2 開発事業の構想又は計画の変更の概要

変更の理由			
変更の内容	項目	変更前	変更後
	受付欄		

3 添付図書の一覧

- (1) 開発事業構想書の添付図書のうち開発事業の構想又は開発事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業の構想又は開発事業の計画の変更の内容を示した図書
- (3) 修正した標識を撮影した写真(遠景及び近景)
※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「変更の理由」及び「変更の内容」の欄は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することもできます。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

第12号様式(第15条第2項)

軽微な変更届出書(土石の堆積事業)

(届出先)
横浜市長

次の土石の堆積事業の構想又は計画の軽微な変更について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第15条第1項又は第20条第5項の規定により届け出ます。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

届出年月日	年 月 日
標識修正年月日	年 月 日
同意年月日(同意後の場合)	年 月 日
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)	
土石の堆積事業者 (届出者)	住所
	氏名
	電話
連絡先 (担当者・代理人)	氏名
	電話
	E-mail
備考	

2 土石の堆積事業の構想又は計画の概要

変更の理由			
変更の内容	項目	変更前	変更後
			受付欄

3 添付図書の一覧

- (1) 土石の堆積事業構想書の添付図書のうち土石の堆積事業の構想又は土石の堆積事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 土石の堆積事業の構想又は土石の堆積事業の計画の変更の内容を示した図書
- (3) 修正した標識を撮影した写真(遠景及び近景)
※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「変更の理由」及び「変更の内容」の欄は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することもできます。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

(A 4)

第13号様式（第17条第1項）

開発等協議申出書

(申出先)
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第16条第4項の規定により、開発等協議の申出を行います。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

申出年月日	年 月 日	
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (申出者)	住所	
	氏名	
	電話	
連絡先 (担当者・代理人)	氏名	
	電話	
	E-mail	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地（地番）		
開発事業又は 土石の堆積事業の区分	開 発 事 業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m ² 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m ² 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの）
		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業
		受付欄

2 添付図書の一覧

(1) 土地利用計画図

※ 次の開発事業又は土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの
- ・都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第3条第1号又は第2号に規定する開発事業

(2) 造成計画平面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書の規定による工事を除く。）に該当しない場合及び土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

(3) 土石の堆積計画平面図（土石の堆積事業の場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」又は「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

第14号様式（第17条第2項）

第 年 月 号 日

開発等協議事項通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第16条第5項の規定により、次の開発事業等について協議を必要と認める事項について通知します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

開発等協議申出年月日		年	月	日
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (通知先)		住所		
		氏名		
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号		第 宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号		
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地（地番）				
開発事業又は 土石の堆積事業の区分		開 發 事 業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m ² 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m ² 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの）	
			<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業	

2 協議事項

(A 4)

第15号様式（第17条第4項）

(第1面)
開発等協議事項に係る見解書

(提出先)
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第16条第6項の規定により、開発等協議を行った事項についての見解書を提出します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

提出年月日		年　月　日	
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (提出者)	住所		
	氏名		
	電話		
連絡先 (担当者・代理人)	氏名		
	電話		
	E-mail		
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計	号
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地（地番）			
開発事業又は 土石の堆積事業の区分	開 發 事 業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m ² 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m ² 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの） <input type="checkbox"/> 土石の堆積事業	
		受付欄	

(注意)

- 1 「開発事業者」又は「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

(第2面)

2 協議事項についての開発事業者等の見解

協議事項	開発事業者等の見解	添付図書

3 添付図書の一覧

(1) 土地利用計画図

※ 次の開発事業又は土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m² 未満であるもの
- ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業

(2) 造成計画平面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書きの規定による工事を除く。）に該当しない場合又は土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

(3) 土石の堆積計画平面図（土石の堆積事業の場合に限る。）

(4) 協議事項についての開発事業者等の見解を示すために必要な図書

(注意)

1 必要に応じてこの面の枚数を追加してください。

2 3 (1)から(4)までに掲げる図書は、開発等協議により開発事業等の構想を変更した場合は、変更後のものを添付してください。

第16号様式（第17条第5項）

第 年 月 日

開発等協議結果通知書

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第16条第7項の規定により、次の開発事業等について開発等協議の結果について通知します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

開発等協議申出年月日	年 月 日		
開発等協議事項に係る見解書提出日	年 月 日		
開発事業者又は土石の堆積事業者（通知先）	住所		
	氏名		
開発事業受付番号又は土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計	号
開発事業区域又は土石の堆積事業区域の所在地（地番）			
開発事業又は土石の堆積事業の区分	開発事業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積500m ² 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの）	
		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業	

2 開発等協議の結果

(A 4)

第17号様式(第18条)

(第1面)

開発事業計画の同意申請書

(申請先)

横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例(以下「条例」という。)第17条第2項の規定により、次の開発事業の計画に係る同意を申請します。

1 開発事業の概要

申請年月日	年 月 日
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)	
開発事業者 (申請者)	住所
	氏名
	電話
連絡先 (担当者・代理人)	氏名
	電話
	E-mail
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア:開発行為(開発区域の面積500m ² 以上等) <input type="checkbox"/> イ:大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ:市街化調整区域における建築物の建築(建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等) <input type="checkbox"/> エ:宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ:斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ:開発行為(開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定をするもの)
受付欄	

2 添付図書の一覧

(1) 土地利用計画図

※ 次の開発事業の場合は、添付は不要です。

- 「エ:宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が500m²未満であるもの
- 都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- 条例第3条第1号又は第2号に規定する開発事業

(2) 造成計画平面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事(宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書の規定による工事を除く。)に該当しない場合は、添付は不要です。

(3) 開発事業の計画が整備基準に適合していることを証する図書(整備基準が適用されない開発事業を除く。)

(4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「受付欄」は記入しないでください。
- 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

(A 4)

3 開発事業の計画の概要

①	目的		<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用						
②	業開 区發 域事	所在地（地番）		「第1面 1 開発事業区域の所在地（地番）」と同じ。 m^2					
		面積	内訳	市街化区域	m^2				
③	条例による空地			市街化調整区域	m^2				
	道路状空地			<input type="checkbox"/> あり 面積	m^2	比率	%		
	<input type="checkbox"/> なし								
	歩道状空地			<input type="checkbox"/> あり 面積	m^2	比率	%		
	<input type="checkbox"/> なし								
	自由利用空地			<input type="checkbox"/> あり 面積	m^2	比率	%		
	<input type="checkbox"/> なし								
④	整備公共要施設等の管理者等	緑化空地		<input type="checkbox"/> あり	建築物の敷地（宅地）の面積	m^2			
					緑化空地の面積	m^2			
					緑化の比率	%			
					本数	本			
		<input type="checkbox"/> なし		理由					
		道路又は道路状空地							
		公園等							
		雨水処理（下水道・排水施設等）							
		雨水流出抑制施設又は遊水地等							
		汚水処理（下水道等）							
		消防水位（防火水槽等）							
		ごみ収集場							
		公益用地							
		集会室							
⑤	予定する建築物等	道路構造（側溝切下げ等）							
		その他							
		※一戸建ての住宅以外の場合	用途		住戸数	戸			
			敷地面積		階数	地上階、地下階			
			建築面積	m^2	建蔽率	%			
				m^2	容積率	%			
			延べ面積	車庫等： m^2	高さ	m			
			構造	造	駐車台数	台			
			棟数	棟					
⑥	盛土の概要	予定する（特定）工作物							
		その他予定する土地利用							
		盛土・切土の高さ		盛土	m	切土	m		
		盛土・切土の面積		盛土	m^2	切土	m^2		
		盛土・切土の土量		盛土	m^3	切土	m^3		
⑦	（予定期工事）	擁壁の構造・高さ・勾配		造	m	度			
		法面・崖面の高さ及び勾配		造	m	度			
					m	度			
⑧	開発事業		年　月　日～　年　月　日						
	建築物又は（特定）工作物に関する工事		年　月　日～　年　月　日						

(注意)

- 1 開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第3条第1号若しくは第2号の開発事業に該当する場合は、③から⑤まで（④の「道路構造（側溝切下げ等）」を除く。）の記入は不要です。
- 2 ⑥は、開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書の規定による工事を除く。）に該当する場合に記入してください。
- 3 ⑥の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

第18号様式（第18条）

(第1面)
土石の堆積事業計画の同意申請書

(申請先)
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第17条第2項の規定により、次の土石の堆積事業の計画に係る同意を申請します。

1 土石の堆積事業の概要

申請年月日	年 月 日		
土石の堆積事業受付番号	第	土計	号
土石の堆積事業区域 の所在地（地番）			
土石の堆積事業者 (申請者)	住所		
	氏名		
	電話		
連絡先 (担当者・代理人)	氏名		
	電話		
	E-mail		
			受付欄

2 添付図書の一覧

- (1) 土石の堆積計画平面図
(2) その他市長が必要と認める図書

(注意)

1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

2 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。

3 「受付欄」は記入しないでください。

4 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

(A4)

2 土石の堆積事業の計画の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他()	
②	積土事業の区域	所在地(地番) 面積	「第1面 1 土石の堆積事業区域の所在地(地番)」と同じ。 m^2
		内訳	市街化区域 m^2 市街化調整区域 m^2
③	堆積土石規模	堆積を行う土地の面積	m^2
		最大堆積高さ	m
		最大堆積土量	m^3
		堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	度
④	種土石類する等のする	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他()
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称()
⑤	土石の堆積の方法	空地の幅	m
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要	
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策	
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策	
		その他の災害発生防止対策	
⑥	土石の搬入出	1日の搬入量の最大量	m^3
		1日の搬出量の最大量	m^3
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度	
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間	
		土石の堆積事業への搬入元	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所 所在地・地番
		土石の堆積事業区域からの搬出先	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所 所在地・地番
		附属する建築物(門及び塀等を含む。)及び工作物の概要	
⑧	工期定期	土石の堆積前工事期間	年 月 日～年 月 日
		土石の堆積期間	年 月 日～年 月 日
		土石の除却予定日	
		工期延長の予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり
⑨	その他		

(注意)

⑧の「工期(予定)」の欄に記入する工期(予定)は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を得た日(得る予定日)又は同法第15条第1項の協議が成立した日(成立予定日)から5年以内に土石を除却する工期(予定)としてください。また、同法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期(予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。

第19号様式（第25条）

横浜市 指令第
年 月 号
日

開発事業計画の同意通知書

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第19条第1項の規定により、次の開発事業の計画について同意する処分をしましたので、同項の規定により通知します。

1 開発事業の計画の概要等

同意申請年月日		年	月	日
開発事業者 (通知先)	住所 氏名			
開発事業受付番号		第	宅開計・農開計・森開計・共開計	号
開発事業区域の所在地 (地番)				
開発事業区域の面積		m^2		
開発事業の区分		<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m^2 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m^2 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m^2 未満かつ道路位置指定を要するもの）		
開発事業の目的		<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用		
予定する建築物又は（特定） 工作物等				

2 同意の条件及び付記事項

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第20号様式（第25条）

横浜市 指令第
年 月 号
日

開発事業計画の不同意通知書

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第19条第1項の規定により、次の開発事業の計画について同意しない処分をしましたので、同項の規定により通知します。

1 開発事業の計画の概要等

同意申請年月日		年 月 日
開発事業者 (通知先)	住所 氏名	
開発事業受付番号		第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)		
開発事業区域の面積		m ²
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積500m ² 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの）	
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用	
予定する建築物又は (特定)工作物等		

2 同意しない理由

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第21号様式（第25条）

横浜市 指令第
年 月 号
土石の堆積事業計画の同意通知書

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第19条第1項の規定により、次の土石の堆積事業の計画について同意する処分をしましたので、同項の規定により通知します。

1 土石の堆積事業の計画の概要等

同意申請年月日	年 月 日
土石の堆積事業者 (通知先)	住所
	氏名
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)	
土石の堆積事業区域の面積	m ²
土石の堆積事業の目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ()

2 同意の条件及び付記事項

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第22号様式（第25条）

横浜市 指令第 年 月 号
土石の堆積事業計画の不同意通知書

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第19条第1項の規定により、次の土石の堆積事業の計画について同意しない処分をしましたので、同項の規定により通知します。

1 土石の堆積事業の計画の概要等

同意申請年月日	年 月 日
土石の堆積事業者 (通知先)	住所
	氏名
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)	
土石の堆積事業区域の面積	m ²
土石の堆積事業の目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ()

2 同意しない理由

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第23号様式(第26条第1項)

(第1面)
開発事業計画の変更の同意申請書

(申請先)
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例(以下「条例」という。)第20条第4項の規定により、次の開発事業の計画の変更に係る同意を申請します。

1 開発事業(変更後)の概要

申請年月日	年月日
同意年月日(変更前)	年月日
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)	
開発事業者 (申請者)	住所
	氏名
	電話
連絡先 (担当者・代理人)	氏名
	電話
	E-mail
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア:開発行為(開発区域の面積500m ² 以上等) <input type="checkbox"/> イ:大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ:市街化調整区域における建築物の建築(建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等) <input type="checkbox"/> エ:宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ:斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ:開発行為(開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定をするもの)
受付欄	

2 添付図書の一覧

- (1) 開発事業計画同意申請書の添付図書のうち開発事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業の計画の変更の内容を示した図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付欄」は記入しないでください。
- 4 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

(A 4)

3 開発事業の計画（変更後）の概要

①	目的		<input type="checkbox"/> 建築物の建築	<input type="checkbox"/> 特定工作物の建設						
			<input type="checkbox"/> 災害の発生防止	<input type="checkbox"/> その他の土地利用						
②	業開 区發 域事	所在地（地番）		「第1面 1 開発事業区域の所在地（地番）」と同じ。						
		面積	内訳	m^2						
③	条例 による 空地	道路状空地		<input type="checkbox"/> あり	面積	m^2				
				<input type="checkbox"/> なし		%				
		歩道状空地		<input type="checkbox"/> あり	面積	m^2				
				<input type="checkbox"/> なし		%				
		自由利用空地		<input type="checkbox"/> あり	面積	m^2				
				<input type="checkbox"/> なし		%				
		緑化空地		<input type="checkbox"/> あり	建築物の敷地（宅地）の面積	m^2				
					緑化空地の面積	m^2				
④	整備 概 共 要 施 管 理 等 の 者 等	道路又は道路状空地			緑化の比率	%				
		公園等			本数	本				
		雨水処理（下水道・排水施設等）			<input type="checkbox"/> なし	理由：				
		雨水流出抑制施設 又は遊水地等								
		汚水処理（下水道等）								
		消防水位（防火水槽等）								
		ごみ収集場								
		公益用地								
		集会室								
		道路構造（側溝切下げ等）								
⑤	予定する建築物等	その他								
		予定する建築物	用途		住戸数	戸				
			敷地面積	m^2	階数	地上階、地下階				
			建築面積	m^2	建蔽率	%				
			※一戸建ての住宅以外の場合	m^2	容積率	%				
			延べ面積	車庫等： m^2						
			構造	造	高さ	m				
⑥	盛土の概要	盛土の概要	棟数	棟	駐車台数	台				
			予定する（特定）工作物							
			その他予定する土地利用							
			盛土・切土の高さ	盛土	m	切土	m			
			盛土・切土の面積	盛土	m^2	切土	m^2			
⑦	(予定期)	(予定期)	盛土・切土の土量	盛土	m^3	切土	m^3			
			擁壁の構造・高さ・勾配	造	m	度	度			
			法面・崖面の高さ及び勾配	造	m	度	度			
				m						
⑧	その他		開発事業	年	月	日～	年	月	日	
			建築物又は（特定）工作物に関する工事	年	月	日～	年	月	日	

(注意)

- 1 開発事業が都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第3条第1号若しくは第2号の開発事業に該当する場合は、③から⑤まで（④の「道路構造（側溝切下げ等）」を除く。）の記入は不要です。
- 2 ⑥は、開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書の規定による工事を除く。）に該当する場合に記入してください。
- 3 ⑥の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

第24号様式(第26条第1項)

(第1面)
土石の堆積事業計画の変更の同意申請書

(申請先)
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第20条第4項の規定により、次の土石の堆積事業の計画の変更に係る同意を申請します。

1 土石の堆積事業(変更後)の概要

申請年月日	年 月 日
同意年月日(変更前)	年 月 日
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)	
土石の堆積事業者 (申請者)	住所
	氏名
	電話
連絡先 (担当者・代理人)	氏名
	電話
	E-mail
受付欄	

2 添付図書の一覧

- (1) 土石の堆積事業計画同意申請書の添付図書のうち土石の堆積事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 土石の堆積事業の計画の変更の内容を示した図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「土石の堆積事業者」、「工事施行者1」、「工事施行者2」及び「工事施行者3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付欄」は記入しないでください。
- 4 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

(A 4)

2 土石の堆積事業の計画(変更後)の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他()	
②	積土事業の区域	所在地(地番) 面積	「第1面 1 土石の堆積事業区域の所在地(地番)」と同じ。 m^2
		内訳	市街化区域 m^2 市街化調整区域 m^2
③	堆積土石規模	堆積を行う土地の面積	m^2
		最大堆積高さ	m
④	種土石類等の堆積する	最大堆積土量	m^3
		堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	度
⑤	土石の堆積の方法	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他()
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称()
⑥	土石の搬入出	空地の幅	m
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要	
⑦		柵及び標識の設置等の侵入防止対策	
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策	
⑧	予定期	その他の災害発生防止対策	
		1日の搬入量の最大量	m^3
⑨		1日の搬出量の最大量	m^3
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度	
⑩		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間	
		土石の堆積事業への搬入元	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所 所在地・地番
⑪		土石の堆積事業区域からの搬出先	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所 所在地・地番
		附属する建築物(門及び塀等を含む。)及び工作物の概要	
⑫	工事期間	土石の堆積前工事期間	年 月 日～ 年 月 日
		土石の堆積期間	年 月 日～ 年 月 日
		土石の除却予定日	
		工期延長の予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり
⑬	その他		

(注意)

⑫の「工期(予定)」の欄に記入する工期(予定)は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を得た日(得る予定日)又は同法第15条第1項の協議が成立した日(成立予定日)から5年以内に土石を除却する工期(予定)としてください。また、同法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期(予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。

第25号様式（第26条第3項）

横浜市 指令第 年 月 号
開発事業計画の変更の同意通知書 日

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第20条第8項において準用する同条例第19条第1項の規定により、次の開発事業の計画の変更について同意する処分をしましたので、通知します。

1 開発事業の計画（変更後）の概要等

同意申請年月日	年 月 日
開発事業者 (通知先)	住所 氏名
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)	
開発事業区域の面積	m ²
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積500m ² 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの）
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用
予定する建築物又は (特定)工作物等	

2 同意の条件及び付記事項

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第26号様式（第26条第3項）

横浜市
開発事業計画の変更の不同意通知書

指令第
年 月
号 日

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第20条第8項において準用する同条例第19条第1項の規定により、次の開発事業の計画の変更について同意しない処分をしましたので、通知します。

1 開発事業の計画（変更後）の概要等

同意申請年月日	年 月 日
開発事業者 (通知先)	住所 氏名
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)	
開発事業区域の面積	m ²
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積500m ² 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの）
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用
予定する建築物又は (特定)工作物等	

2 同意しない理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 27 号様式 (第 26 条第 3 項)

横浜市 指令第
年 月 号
土石の堆積事業計画の変更の同意通知書 日

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 20 条第 8 項において準用する同条例第 19 条第 1 項の規定により、次の土石の堆積事業の計画の変更について同意する処分をしましたので、通知します。

1 土石の堆積事業の計画（変更後）の概要等

同意申請年月日	年	月	日
土石の堆積事業者 (通知先)	住所		
	氏名		
土石の堆積事業受付番号	第	土計	号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)			
土石の堆積事業区域の面積		m ²	
土石の堆積事業の目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ()		

2 同意の条件及び付記事項

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第28号様式（第26条第3項）

横浜市 指令第
年 月 号
土石の堆積事業計画の変更の不同意通知書 日

横浜市長

印

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第20条第8項において準用する同条例第19条第1項の規定により、次の土石の堆積事業の計画の変更について同意しない処分をしましたので、通知します。

1 土石の堆積事業の計画（変更後）の概要等

同意申請年月日	年	月	日
土石の堆積事業者 (通知先)	住所		
	氏名		
土石の堆積事業受付番号	第	土計	号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)			
土石の堆積事業区域の面積		m ²	
土石の堆積事業の目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

2 同意しない理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第29号様式（第27条第1項）

開発事業等廃止届出書

(届出先)
横浜市長

次の開発事業等を廃止しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第21条の規定により届け出ます。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

届出年月日	年 月 日	
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (届出者)	住所	
	氏名	
	電話	
連絡先 (担当者・代理人)	氏名	
	電話	
	E-mail	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地(地番)		
開発事業等の区分	開 發 事 業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積500m ² 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積3,000m ² 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積500m ² 未満かつ道路位置指定を要するもの）
		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業
開発事業等の手続の状況	標識設置の年月日	年 月 日
	標識設置届出書の提出年月日	年 月 日
	開発事業構想書又は 土石の堆積事業構想書の提出年月日	年 月 日
	同意の申請年月日	年 月 日
	同意の年月日	年 月 日
	開発事業又は土石の堆積事業 の廃止年月日	年 月 日
		受付欄

2 添付写真

開発事業又は土石の堆積事業の廃止に係る標識を撮影した写真（遠景及び近景）

※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。

(注意)

- 1 「開発事業者」又は「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「同意の申請年月日」及び「同意の年月日」の欄は、開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更の同意を得ている場合は、当該変更の同意について記入してください。
- 4 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

第30号様式（第27条第2項）

開発事業の廃止のお知らせ	
廃止届出書の提出年月日	
開発事業者	氏名
	住所
連絡先 (担当者・代理人)	氏名
	電話
この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第21条の規定により、開発事業を廃止した上記の開発事業者が設置したものです。	

(A3以上)

(備考)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 2 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 3 罫線は、赤色とすること。

第31号様式（第27条第2項）

土砂又は岩石の積重ね (土石の堆積事業) の廃止のお知らせ		
廃止届出書の提出年月日		年 月 日
土石の堆積事業者	氏名	
	住所	
連絡先 (担当者・代理人)	氏名	
	電話	
この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第21条の規定により、土石の堆積事業を廃止した上記の土石の堆積事業者が設置したものです。		

(A3以上)

(備考)

- 1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 2 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 3 罫線は、赤色とすること。

第32号様式(第28条第1項)

一般承継届出書

(届出先)
横浜市長

次の開発事業又は土石の堆積事業について、開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位を承継しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第22条第1項の規定により届け出ます。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

届出年月日		年	月	日
承継人 (届出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理人)	氏名			
	電話			
	E-mail			
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計		号
同意の年月日	年	月	日	
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地(地番)				
被承継人	住所			
	氏名			
	承継人と の続柄			
承継した年月日	年	月	日	
承継の原因				
備考				
受付欄				

2 添付書類

開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位の承継の事実を証する書類

(注意)

- 「承継人」及び「被承継人」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「同意の年月日」は、開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更の同意を得ている場合は、当該変更の同意について記入してください。
- 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

第33号様式（第28条第2項）

特定承継承認申請書

(申請先)
横浜市長

次の開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位の特定承継について、
横浜市開発事業等の調整等に関する条例第22条第2項の規定による承認を受けたいので申請します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

申請年月日		年 月 日	
承継人 (申請者)	住所		
	氏名		
	電話		
連絡先 (担当者・代理人)	氏名		
	電話		
	E-mail		
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計	号
同意の年月日	年 月 日		
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地（地番）			
被承継人	住所		
	氏名		
	承継人と の続柄		
開発事業又は土石の堆積事業 に関する工事を施行する権限 を取得した年月日	年 月 日		
承継の理由			
備考			
			受付欄

2 添付書類

- (1) 開発事業又は土石の堆積事業に関する工事を施行する権限の取得を証する書類
- (2) 同意に基づく地位を承継人が承継することについて被承継人の同意を得たことを証する書類

(注意)

- 1 「承継人」及び「被承継人」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「同意の年月日」は、開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更の同意を得ている場合は、当該変更の同意について記入してください。
- 4 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

第34号様式(第28条第3項)

横浜市 指令第
年 月 号
日

開発事業等の計画の同意に基づく地位の特定承継の承認通知書

横浜市長



次の開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位の特定承継について、
横浜市開発事業等の調整等に関する条例第22条第2項の規定による承認の処分をしましたので、
横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則第28条第3項の規定により通知します。

開発事業又は土石の堆積事業の概要等

申請年月日		年 月 日
承継人 (通知先)	住所	
	氏名	
	電話	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
同意の年月日	年 月 日	
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地(地番)		
被承継人	住所	
	氏名	
承継の理由		
備考		

(A 4)

第35号様式（第28条第3項）

横浜市 指令第
年 月 号
日

開発事業等の計画の同意に基づく地位の特定承継の不承認通知書

横浜市長



次の開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位の特定承継について、
横浜市開発事業等の調整等に関する条例第22条第2項の規定による承認をしない処分をしました
ので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則第28条第3項の規定により通知します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

申請年月日		年 月 日
承継人 (通知先)	住所	
	氏名	
	電話	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
同意の年月日	年 月 日	
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地（地番）		
被承継人	住所	
	氏名	
備考		

2 不承認の理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第36号様式（第31条第1項）

開発事業に関する台帳

		年度	区			
開発事業受付番号		第 号				
開発事業の区分		<input type="checkbox"/> ア：開発行為 <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（道路位置指定）				
規模		<input type="checkbox"/> 特定大規模開発事業等 <input type="checkbox"/> 特定小規模開発事業等 <input type="checkbox"/> その他				
手続の種類		標識設置届出書	開発事業構想書 (新規)	開発事業構想書 (変更)		
開発事業区域の所在地 (地番)						
開発事業区域の面積		m ²	m ²	m ²		
開発事業の目的 (予定する建築物等 の用途等)						
予定する建築物 の住戸数・棟数		戸 棟	戸 棟	戸 棟		
事業者 開発者	住所					
	氏名					
	代表者名					
標識設置日						
標識設置届出日						
住民説明	開始日					
	終了日					
開発事業構想書提出日						
開発事業構想書 縦覧期間	開始日					
	満了日					
再意見書受理日						
再見解書（写）提出日						
開 發 等 協 議	申出日					
	協議事項通知日					
	見解書提出日					
	結果通知日					
同意申請日						
同意／不同意年月日						
内 容 の ・ 他 提 出 統 日 の	開発事業構想 変更案届出書					
	軽微な変更届出書					
	その他					

(A 4)

第37号様式（第31条第1項）

土石の堆積事業に関する台帳

		年度	区	
土石の堆積事業受付番号		第 号		
規模		<input type="checkbox"/> 特定大規模開発事業等 <input type="checkbox"/> 特定小規模開発事業等 <input type="checkbox"/> その他		
手続の種類		標識設置届出書		土石の堆積事業構想書 (新規)
土石の堆積事業区域 の所在地（地番）				
土石の堆積事業区域 の面積		m ²	m ²	m ²
土石の堆積事業の目的				
事 業 者 の 堆 積 者	住所			
	氏名			
	代表者名			
標識設置日				
標識設置届出日				
住民説明	開始日			
	終了日			
土石の堆積事業 構想書提出日				
土石の堆積事業 構想書 縦覧期間	開始日			
	満了日			
再意見書受理日				
再見解書（写）提出日				
開 發 等 協 議	申出日			
	協議事項通知日			
	見解書提出日			
	結果通知日			
同意申請日				
同意／不同意年月日				
内 容 の ・ 他 提 出 続 日 の	土石の堆積事業 構想変更案届出書			
	軽微な変更届出書			
	その他			

(A 4)

○横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

令和7年3月5日
規則第8号

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 宅地造成等に関する工事に係る手続
 - 第1節 住民への周知（第4条—第9条）
 - 第2節 許可に係る手續（第10条—第26条）
- 第3章 宅地造成等に関する工事の技術的基準（第27条—第35条）
- 第4章 雜則（第36条・第37条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、政令及び省令の例による。

- (1) 工事施工区域 法第11条の宅地造成等に関する工事の施工に係る土地、法第12条第2項第4号の宅地造成等に関する工事をしようとする土地並びに同条第4項及び法第21条第2項の宅地造成等に関する工事が施工される土地並びに法第12条第1項の許可、法第15条第1項の規定による協議（法第16条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の許可に係る土地をいう
- (2) 周知対象範囲 次に掲げる工事にあっては工事施工区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲、それ以外の工事にあっては工事施工区域の境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲をいう。
 - ア 市街化区域における宅地造成等に関する工事（市街化区域と市街化調整区域とにわたる場合を含む。）で、工事施工区域の面積が5,000平方メートル以上のもの
 - イ 市街化調整区域における宅地造成等に関する工事（市街化調整区域と市街化区域とにわたる場合を含む。）で、工事施工区域のうち市街化調整区域内に存する部分の面積が3,000平方メートル以上のもの
 - ウ 高さ9メートルを超える盛土をする宅地造成又は特定盛土等に関する工事
 - エ 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートル以上である土石の堆積に関する工事
 - オ 最大堆積高さが5メートルを超える土石の堆積に関する工事
- (3) 地域まちづくり計画運営団体 次のアからエまでに掲げるものの策定を行う団体のうち、その活動の対象となる地域の範囲に工事施工区域が含まれているもので、市長が認めるものをいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により定められた横浜市都市計画マスタープランの地区プラン
 - イ 都市計画法第20条第1項の規定により告示された地区計画（建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号。以下この号において「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により、改正法第2条の規定による改正後の都市計画法の規定により定められた地区計画とみなされる同条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている住宅地高度利用地区計画及び改正法第3条の規定による改正前の都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定により定められている再開発地区計画を含む。）
 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の認可を受けた建築協定
 - エ 横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第10条第1項の地域まちづくりプラン
 - オ 横浜市地域まちづくり推進条例第12条第1項の地域まちづくりルール
- (4) 周辺地域住民 周知対象範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者（工事主（当該周知対象範囲に係る宅地造成等に関する工事を行うものに限る。）、都市計画法第4条第14号に規定する公共施設の用に供されている土地を所有する者及び当該土地に存する建築物の全部又は一部を占有し、又は所有する者を除く。）及び地域まちづくり計画運営団体をいう。
- (5) 保全対象 建築物、建築物の敷地、建築基準法第42条に規定する道路、公園その他市長が盛土等に伴う災害から保全する必要があると認めるものをいう。

(身分証明書の様式)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び法第7条第2項に規定する

身分を示す証明書の様式は、職員の身分を示す証明書にあっては横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）別記様式とし、職員以外の者の身分を示す証明書にあっては身分証明書（第1号様式）とする。

第2章 宅地造成等に関する工事に係る手続

第1節 住民への周知

(周辺地域住民に周知する事項)

第4条 法第11条の規定により工事主が周知を行う宅地造成等に関する工事の内容は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 次に掲げる事項

- ア 工事主の氏名又は商号若しくは名称（以下「氏名等」という。）
- イ 工事主の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この条において「住所等」という。）
- ウ 工事施行区域の所在地
- エ 工事施行者の氏名等及び住所等
- オ 工事の目的
- カ 工事の着手予定日及び完了予定日
- キ 盛土又は切土の高さ
- ク 盛土又は切土をする土地の面積及び範囲
- ケ 盛土又は切土の土量
- コ 設置する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の概要
- サ その他市長が必要と認める事項

(2) 土石の堆積に関する工事 次に掲げる事項

- ア 工事主の氏名等及び住所等
- イ 工事施行区域の所在地
- ウ 工事施行者の氏名等及び住所等
- エ 工事の目的
- オ 工事の着手予定日
- カ 工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）の完了予定日
- キ 土石の最大堆積高さ
- ク 土石の堆積を行う土地の面積及び範囲
- ケ 土石の最大堆積土量
- コ 堆積する土石の勾配
- サ 設置する空地の位置
- シ 檻その他これに類するもの又は鋼矢板等その他の構造物の概要
- ス 雨水その他の地表水を処理する方法
- セ その他市長が必要と認める事項

(周知資料)

第5条 省令第6条第1号の規定による説明会（以下「説明会」という。）において使用する資料（以下「周知資料」という。）は、次に掲げる図書とする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画書（第2号様式）（宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする場合に限る。）
- (2) 土石の堆積に関する工事の計画書（第3号様式）（土石の堆積に関する工事を行おうとする場合に限る。）
- (3) 位置図
- (4) 現況図
- (5) 公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の図面をいう。以下同じ。）の写し
- (6) 造成計画平面図及び造成計画断面図（宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする場合に限る。）
- (7) 土石の堆積計画平面図及び土石の堆積計画断面図（土石の堆積に関する工事を行おうとする場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める図書

(説明会の開催方法)

第6条 説明会は、周辺地域住民の参加しやすい日時及び場所において2回以上開催しなければならない。

2 工事主は、説明会を開催するに当たっては、当該工事主及び周辺地域住民双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を併せて行うよう努めなければならない。

3 説明会を開催しようとする工事主は、周辺地域住民に対して説明会を開催する日時及び場所その他必要な事項を示した書類（以下「開催通知書」という。）並びに周知資料を配布し、説明会の開催について通知しなければならない。

- 4 開催通知書及び周知資料の配布は、次の各号（住所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所の所在地（次条において「住所等」という。）が周知対象範囲内にある周辺地域住民にあっては、第1号又は第3号）のいずれかの方法により行わなければならない。
 - (1) 手渡しし、又は郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。次条第1項において同じ。）に投かんする方法
 - (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法
 - (3) その他市長が認める方法
- 5 前項第1号の規定による手渡し又は投かんは標識の設置をした日の翌日から説明会を開催する日の7日前までの期間（以下この項において「通知期間」という。）に行い、同項第2号の送付は通知期間内に当該周辺地域住民に送達されるように行わなければならない。

（資料配布の方法）

第7条 省令第6条第2号に規定する宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面の配布（以下「資料配布」という。）は、周辺地域住民の住所等の住居、事務所等にある郵便受箱に周知資料を投かんする方法により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、周辺地域住民の住所等が周知対象範囲外である場合は、当該周辺地域住民に周知資料を郵便等により送付する方法により資料配布を行うことができる。この場合において、当該周知資料について通常要する送付日数を基準とした場合に、その日に相当するものと認められる日を経過したときに、資料配布を行ったものとする。

（掲示及びインターネット閲覧の方法）

第8条 省令第6条第3号の規定による掲示を行う工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあっては第4号様式、土石の堆積に関する工事にあっては第5号様式の標識を、当該工事の工事施行区域が道路に接する場合にあっては工事施行区域が道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、工事施行区域が道路に接しない場合にあっては周辺地域住民の見やすい箇所に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。

- 2 前項の標識には、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあっては造成計画平面図を、土石の堆積に関する工事にあっては土石の堆積計画平面図を貼付しなければならない。
- 3 工事主は、第1項の標識について、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。
- 4 省令第6条第3号の規定によるインターネットを利用して行う閲覧は、周知資料の内容をウェブサイトに掲載して行わなければならない。
- 5 省令第6条第3号に掲げる方法により周知を行う場合は、第1項の規定により標識を設置し、及び前項の規定により周知資料をウェブサイトに掲載した日の翌日から起算して14日を経過したときに、法第11条の必要な措置を講じたものとする。
- 6 第1項の規定による標識の設置及び第4項の規定によるウェブサイトへの掲載は、宅地造成等に関する工事について法第12条第1項の許可を得るまで又は法第15条第1項の協議が成立するまでの間、行わなければならない。

（その他周知の方法）

第9条 省令第6条第4号の規則で定める方法は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号。以下「調整条例」という。）第10条第1項各号に掲げる方法とする。

第2節 許可に係る手続

（事前協議）

第10条 法第12条第1項若しくは法第16条第1項の許可を受けようとする者又は法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者は、当該許可の申請又は当該協議の申出をする前に、当該許可又は当該協議に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、市長が定めるところにより、市長と協議することができる。

（申請書の添付図書）

- 第11条 省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面のうちの位置図には、工事施行区域の境界を赤色で示すものとする。
- 2 省令第7条第1項第2号の構造計算書には、政令第9条第1項第2号から第4号まで（政令第18条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る構造計算書及び擁壁に係るくいの構造計算書（くいの工事施行を要しない場合を除く。）を含むものとする。
- 3 省令第7条第1項第5号に規定する書類には、設計者の資格に関する申告書（第6号様式）を添付するものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 省令第7条第1項第6号及び第2項第4号に規定する写真には、当該写真を撮影した箇所を示した図面を添付するものとする。
- 5 省令第7条第1項第7号及び第8号口並びに第2項第5号及び第6号口の住民票の写しは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、

個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとする。

6 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号に規定する書類は、工事施行区域内の権利者一覧表、工事施行同意証明書（第7号様式）、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。

7 省令第7条第1項第11号及び第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、次の各号に掲げる周知の方法の区分に応じて、当該各号に定める図書とする。

(1) 省令第6条第1号の規定による周知の方法（調整条例第10条第1項第1号に掲げる方法を除く。）

次に掲げる図書

- ア 説明会の開催結果報告書（第8号様式）
- イ 工事主が配布した開催通知書及び周知資料
- ウ 工事主が説明会において使用した周知資料
- エ 周知対象範囲及び周辺地域住民を示した図書
- オ その他市長が必要と認める図書

(2) 省令第6条第2号の規定による周知の方法 次に掲げる図書

- ア 周知資料の配布結果報告書（第9号様式）
- イ 工事主が配布した周知資料
- ウ 周知対象範囲及び周辺地域住民が分かるように記載された図書
- エ その他市長が必要と認める図書

(3) 省令第6条第3号の規定による周知の方法 次に掲げる図書

- ア 掲示及びインターネット閲覧結果報告書（第10号様式）
- イ 第8条第1項の規定により設置された標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるものに限る。）
- ウ 第8条第4項の規定により工事主がウェブサイトに掲載した周知資料
- エ 当該ウェブサイトを表示した電子計算機の映像面を出力した書面
- オ その他市長が必要と認める図書

(4) 調整条例第10条第1項各号に掲げる周知の方法 工事主が行おうとする宅地造成等に関する工事に係る調整条例第2条第12号に規定する開発事業の計画又は同条第13号に規定する土石の堆積事業の計画（開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更（調整条例第15条第2項ただし書又は調整条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）があったときは、その変更後のもの）について、調整条例第19条第1項の規定（調整条例第20条第8項において準用する場合を含む。）により市長が同意の処分をした旨を通知した書面

8 省令第7条第1項第12号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（第11号様式）
- (2) 工事主の資力及び信用に関する申告書（第12号様式）
- (3) 工事主の資力及び信用に関する誓約書（第13号様式）及び印鑑証明書
- (4) 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他第2号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
- (5) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第14号様式）及び法人の登記事項証明書、建設業の許可を証する書類その他当該申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
- (6) 公団の写し
- (7) 現況図
- (8) 求積図及び求積表
- (9) 造成計画平面図
- (10) 造成計画断面図
- (11) 擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図（擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
- (12) 擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図（擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
- (13) 排水施設の構造図（排水施設を設置する場合に限る。）
- (14) 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- (15) 崖面崩壊防止施設の構造図（崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
- (16) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計に係る工事施行区域及びその周辺の地盤調査（土質試験を含む。以下同じ。）その他の調査又は試験の結果を記載した図書（市長が当該工事の着手後に地盤調査その他の調査又は試験を行うことについてやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）
- (17) 崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを確かめた算定を記載した構造計算書（崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
- (18) 擁壁に係る国土交通大臣の認定に係る図書（政令第17条（政令第18条において準用する場合を含む。）の規定による擁壁を設置する場合に限る。）
- (19) 地盤改良の概要及び計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに改良した地盤の安定計算を記載した安定計算書（深層の地盤改良を行う場合に限る。）
- (20) 工事施行区域が、政令第7条第2項第2号に規定する土地又は盛土をする前の地盤面若しくは切土をした後の地盤面に排水施設を設置する必要がある土地に該当するかを調査した結果を記載した図書（市

長が工事施行区域及びその周辺の状況から必要ないと認めた場合を除く。)

- (21) その他宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第13条第1項の規定に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するために市長が必要と認める図書
9 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める図面と併せて作成することができる。

- (1) 地形図 現況図
(2) 土地の平面図 造成計画平面図又は擁壁の配置図
(3) 土地の断面図、崖の断面図、擁壁の断面図又は崖面崩壊防止施設の断面図 造成計画断面図
(4) 拥壁の背面図又は崖面崩壊防止施設の背面図 拥壁又は崖面崩壊防止施設の展開図
(5) 拥壁の断面図 拥壁の構造図
(6) 崖面崩壊防止施設の断面図 崖面崩壊防止施設の構造図

- 10 省令第7条第2項第10号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 土石の堆積に関する工事等の概要（第15号様式）
(2) 工事主の資力及び信用に関する申告書
(3) 工事主の資力及び信用に関する誓約書及び印鑑証明書
(4) 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他第2号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
(5) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書及び法人の登記事項証明書、建設業の許可を証する書類その他当該申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
(6) 公団の写し
(7) 現況図
(8) 求積図及び求積表
(9) 土石の堆積計画平面図
(10) 土石の堆積計画断面図
(11) 排水施設の構造図（排水施設を設置する場合に限る。）
(12) 土石の堆積に関する工事の設計に係る工事施行区域及びその周辺の地盤調査その他の調査又は試験の結果を記載した図書（市長が当該工事の着手後に地盤調査その他の調査又は試験を行うことについてやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）
(13) その他土石の堆積に関する工事が法第13条第1項の規定に適合していることを確認するため又は土石の堆積に伴う災害を防止するために市長が必要と認める図書

- 11 省令第7条第2項第1号の表に掲げる図面のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める図面と併せて作成することができる。

- (1) 地形図 現況図又は土石の堆積計画平面図
(2) 土地の平面図 土石の堆積計画平面図
(3) 土地の断面図 土石の堆積計画断面図

（許可の申請等の取下げ）

- 第12条 法第12条第1項の許可の申請を行った者は、市長が法第14条第1項の処分をするまでの間において当該申請を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（災害の発生のおそれがないと認められる工事）

- 第13条 省令第8条第9号の規定による規則で別に定める値は、農地において行う高さ1メートル以下の盛土で、当該盛土をする土地の全体が周辺の土地よりも低い場合に限り、1メートル（盛土をする土地のうち最も低い部分と周辺の土地の最も低い部分との標高差が1メートル未満の場合は、その標高差に30センチメートルを加えた値（当該値が1メートルを超える場合は、1メートル））とする。

（特定工程等の通知）

- 第14条 市長は、法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を交付するときは、次に掲げる当該許可証に係る許可に関する宅地造成等の区分に応じ、当該各号に定める書面を当該許可の申請をした者に交付するものとする。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等 当該宅地造成又は特定盛土等の規模が政令第23条に定める規模に該当するかどうか及び当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事が特定工程を含む工事に該当するかどうかを示した書面
(2) 土石の堆積 当該土石の堆積の規模が政令第25条第2項に定める規模に該当するかどうかを示した書面

（不許可通知書の様式）

- 第15条 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による不許可の処分をした旨の通知は、不許可通知書（第17号様式）に当該不許可に係る申請書の副本を添えて行うものとする。

（協議の申出等）

- 第16条 法第15条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての協議の申出は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（第18号様式）の正本及び副本に、省令第7条第1項各号に掲げる書類（同項第7号から第9号までに掲げる書類並びに第11条第8項第2号から第4号までに規

定する書類を除く。第22条第1項において同じ。)を添付して行うものとする。

- 2 法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事についての協議の申出は、土石の堆積に関する工事の協議申出書(第19号様式)の正本及び副本に、省令第7条第2項各号に掲げる書類(同項第5号から第7号までに掲げる書類並びに第11条第10項第2号から第4号までに規定する書類を除く。第22条第2項において同じ。)を添付して行うものとする。
- 3 前2項の協議の申出を行った者は、当該協議が成立するまでの間において当該申出を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書(第20号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該申出に係る協議に応じ、当該協議が成立したときは、宅地造成等に関する工事の協議成立確認書(第21号様式)に当該協議に係る協議の申出書の副本を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。
- 5 第14条の規定は、前項の規定により市長が同項に規定する宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を交付するときについて準用する。この場合において、同条中「当該許可証に係る許可」とあるのは「当該協議成立確認書に係る協議」と、「当該許可の申請をした」とあるのは「当該協議の申出をした」と読み替えるものとする。

(工事廃止の届出)

第17条 法第12条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可(法第15条第1項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含み、同条第2項の規定により許可があつたものとみなされる場合を除く。次条、第19条第1項、第21条第2項及び第24条第1項において同じ。)又は法第12条第1項の土石の堆積に関する工事の許可(法第15条第1項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。次条、第19条第2項、第6項及び第8項、第21条第2項並びに第26条において同じ。)を受けた者は、これらの工事(土石の堆積に関する工事であって、既に土石の堆積を行っているものを除く。)を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の廃止届出書(第22号様式)を市長に提出しなければならない。

(工事の着手の届出)

第18条 法第12条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者又は同項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、これらの工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、宅地造成等に関する工事の着手届出書(第23号様式)に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事主、工事実行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 宅地造成等に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 法第49条の規定により設置した標識の写真(その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める図書

(工程の届出及び確認等)

第19条 市長は、法第12条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、同表右欄の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事実行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、当該擁壁に必要な根入れの高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。 (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。 (3) 盛土をする斜面の段切りを完了したとき。 (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。 (5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	(1) 切土をして崖面(擁壁又は崖面崩壊防止施設により覆われるものを除く。)を生じさせたとき(当該崖面を保護する措置を行う前に限る。)。 (2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設に係る工事	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき(法第18条第1項の規定による検査を行う工程を除く。)。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
5 その他市長が指定する工事	(1) 市長が必要と認める工程

- 2 市長は、法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事について、必要があると認めるときは、当該工事の工程（土石の堆積を行うために必要な工事が完了するときを除く。）の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。
- 3 前 2 項の規定による届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかの確認を行うことができる。
- 4 工事施行者は、第 1 項又は第 2 項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。
- 5 市長は、第 1 項又は第 2 項の届出をした工事施行者に対し、前項の資料を提出するよう求めることができる。
- 6 市長は、法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事について、土石の堆積を行うために必要な工事が完了したときは、当該工事の工事施行者に対して、その旨を届け出させることができる。
- 7 市長は、前項の届出をした工事施行者に対し、土石の堆積前の工事の施行状況報告書（第 24 号様式）に、当該工事を施工した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて確認するために市長が必要と認める図書を添付して提出するよう求めることができる。
- 8 市長は、前項の規定による確認を行い、同項の工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めるときは、その旨を当該工事に係る法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者に通知するものとする。

（変更の許可の申請の取下げ）

第 20 条 第 12 条の規定は、法第 16 条第 1 項の許可の申請を行った者が、市長が同条第 3 項において準用する法第 14 条第 1 項の処分をするまでの間において当該申請を取り下げる場合に準用する。

（軽微な変更の届出等）

- 第 21 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（第 25 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。
 - (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更を証する図書（当該事項の変更をした場合に限る。）
 - (2) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる図書（同条の規定による宅地造成等に関する工事の着手届出書を提出している場合に限る。）（軽微な変更に伴いその内容が変更されるものに限る。）
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可又は同項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者の一般承継人が、承継による当該許可に係る工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更を届け出る場合は、一般承継届出書（第 26 号様式）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 許可に基づく地位の承継の事実を証する書類
 - (2) 前項第 2 号に掲げる図書
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- 3 前 2 項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、同 2 項各号に規定する図書のほか、省令第 7 条第 1 項第 7 号若しくは第 8 号又は同条第 2 項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる書類を提出させることができる。

（変更の協議の申出）

- 第 22 条 法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更についての協議の申出は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書（第 27 号様式）の正本及び副本に、省令第 7 条第 1 項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行うものとする。
- 2 法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更についての協議の申出は、土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書（第 28 号様式）の正本及び副本に、省令第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行うものとする。
- 3 第 16 条第 3 項から第 5 項までの規定は、法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による協議の申出について準用する。この場合において、第 16 条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 22 条第 3 項の規定により準用する前項」と読み替えるものとする。

（完了検査等）

- 第 23 条 法第 17 条第 1 項の検査を申請した者は、速やかに、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書（第 29 号様式）に宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施工した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 法第 17 条第 4 項の確認を申請した者は、速やかに、土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書（第 30 号様式）に土石の除却を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他市長が必要と認める図書を添付して市長に提出しなければならない。

(工事の一部完了検査)

第24条 法第12条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者は、当該工事が次に掲げる要件を満たしていると市長が認めた場合は、当該工事の一部が完了したときに当該工事の一部に係る土地（次項において「工区」という。）ごとに法第17条第1項の検査を申請することができる。

(1) 工事に係る土地が分割のできるものであり、分割した土地それが独立して使用しうるものであること。

(2) 当該分割によって他の土地の災害防止の支障とならないこと。

2 前項の規定により申請した工区について法第17条第2項の検査済証の交付を受けた者は、法第49条の規定により掲げた標識に当該工区の名称及び当該検査済証の交付を受けた年月日を付記しなければならない。

(定期の報告)

第25条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての法第19条第1項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書（第31号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 省令第48条第1項に規定する写真（報告をする日の前7日以内に撮影したものに限る。）

(2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面

(3) その他市長が必要と認める図書

2 土石の堆積に関する工事についての法第19条第1項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事に係る定期報告書（第32号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 省令第48条第2項に規定する写真（報告をする日の前7日以内に撮影したものに限る。）

(2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面

(3) その他市長が必要と認める図書

(標識の修正)

第26条 法第49条の規定により標識を掲げた後に、当該標識に記載した事項又は貼付した見取図について変更があった場合は、法第12条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可（法第15条第1項又は第2項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）又は法第12条第1項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、速やかに、当該標識の記載事項の修正若しくは追記又は見取図の貼替えを行わなければならない。

第3章 宅地造成等に関する工事の技術的基準

(強化又は付加をする技術的基準)

第27条 政令第20条第2項の規定に基づき規則で定める強化し、又は付加する技術的基準は、次条から第35条までに定めるところによる。

(法面の小段)

第28条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等にする工事に係る法面には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める高さ以内ごとに、市長が定めるところにより、小段を設置し、かつ、当該小段に排水施設を設置しなければならない。

(1) 盛土による法の高さが3メートルを超える場合 3メートル

(2) 切土による法の高さが5メートルを超える場合 5メートル

(崖面崩壊防止施設等の設置条件)

第29条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により設置する崖面崩壊防止施設は、次に掲げる要件を満たす土地に限り設置することができる。

(1) 崖面崩壊防止施設を設置する土地が、次に掲げる土地に該当すること。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林（同法第2条第3項に規定する民有林をいう。）である土地

イ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定による特別緑地保全地区内の土地

ウ 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条第2項第3号の近郊緑地特別保全地区内の土地

エ 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地（告示が行われた市民の森に限る。）内の土地

(2) 崖面崩壊防止施設を設置する土地が、市長が定めるところにより保全対象（崖面崩壊防止施設を設置するときに既に存するものに限る。）からの離隔距離を確保している土地であること。

(任意に設置する擁壁)

第30条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により工事施行区域内に設置する擁壁（政令第8条第1項第1号（政令第18条において準用する場合を含む。）の規定により設置するものを除く。）で地上高さが1メートルを超えるものは、同項第2号に規定する構造又は政令第17条（政令第18条において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものとしなければならない。

- 2 前項の擁壁については、政令第9条から第12条まで及び第17条（政令第18条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。
- 3 第1項の擁壁を設置する土地及びその周辺の土地が前条第1号アからエまでに掲げる土地に該当する場合は、前2項の規定は、当該擁壁には適用しない。

（既存の擁壁等）

第31条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域内の地上高さが1メートルを超える盛土又は切土をした土地の部分に既に存する崖、擁壁、崖面崩壊防止施設及び土留については、政令第8条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条（政令第18条において準用する場合を含む。）並びに前2条の規定を準用する。

（土石の堆積に係る構造物等の設置条件）

第32条 省令第32条の規定による措置により構造物を設置して、法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う場合は、当該構造物及び当該土石は、市長が定めるところにより、保全対象（当該構造物を設置するときに既に存するものに限る。）からの離隔距離を確保しなければならない。

- 2 省令第34条第1項第1号に規定する鋼矢板等を設置して、法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う場合は、当該土石は、市長が定めるところにより、保全対象（当該鋼矢板等を設置するときに既に存するものに限る。）からの離隔距離を確保しなければならない。

（土石の流出防止）

第33条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う場合は、堆積する土石が雨水その他の地表水により工事施行区域外に流出しないよう、排水施設、沈砂池の設置その他の土石の流出を防止する措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、土石の堆積を行う期間が短い場合で、市長がやむを得ないと認めたときは、当該排水施設、沈砂池その他の土石の流出を防止する措置により設けるものを仮設のものとすることができる。

（堆積する土石の勾配）

第34条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の最大堆積高さが5メートルを超える場合は、当該土石の堆積を行う土地の境界から水平面に対して上方に2分の1の勾配をなす面を超えない範囲において土石の堆積を行わなければならない。

（土砂災害特別警戒区域への土石の堆積の制限）

第35条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可を受けなければならない土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う土地には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域内の土地を含めてはならない。

第4章 雜則

（公告の方法）

第36条 法第20条第5項の規定による公告は、横浜市報に登載して行うものとする。ただし、緊急の必要により横浜市報に登載して行うことができないときは、市役所、区役所等の掲示場に掲示して行うことができる。

（台帳）

第37条 市長は、法第12条第1項の許可の申請、法第15条第1項の規定による協議の申出又は法第21条第1項、第3項若しくは第4項の規定による届出に係る宅地造成等に関する工事について法第4章に定める手続の状況等を記録した台帳を作成するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年9月横浜市条例第48号）附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされる同条例による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号。以下「旧条例」という。）第9条第2項の規定による届出を行った旧条例第2条第2号に規定する開発事業に関する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る省令第6条第4号の規則で定める方法は、第9条の規定にかかわらず、旧条例第2条第2号アからオまでに規定する開発事業の場合にあっては旧条例第11条各号に掲げる方法、同号カに規定する開発事業の場合にあっては旧条例第9条第1項の規定による標識の設置及び旧条例第13条第3項の規定により市長が縦覧に供する同条第1項に規定する開発事業計画書の提出とする。

- 3 前項の場合における省令第7条第1項第11号又は第2項第9号に規定する書類は、第11条第7項の規定にかかわらず、前項の開発事業の計画（当該計画の変更（旧条例第15条第2項ただし書又は旧条例第20条第1項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をしている場合は、変更後のもの）について旧条例第19条第1項（旧条例第20条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により市長が同意の決定をした旨を記載した書面とする。

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式（第3条）

(第1面)

第 号	身分証明書
所属する法人の商号又は名称	
所属する法人の所在地	
氏名	写真
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
横浜市長	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、宅地造成及び特定盛土等規制法及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）に基づき、次の目的のため、次に掲げる権限を有するものです。

- 1 他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うこと（宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項）。
- 2 測量又は調査のための障害物の伐除又は土地の試掘等を行うこと（宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項）。
- 3 土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査すること（宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項）。
- 4 宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査すること（旧法第18条第1項）。

(備考)

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成すること。
- 2 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

第2号様式（第5条第1号）

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画書

次のとおり宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土又は切土をする工事）を予定しており、宅地造成及び特定盛土等規制法第11条の規定により、周辺地域のみなさまに当該工事の内容について周知します。

なお、この計画書は、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条第1号の規定により作成したものです。

1 工事主等

工事主	住所	
	氏名	
連絡先 (担当者・代理人)	氏名	
	電話	
工事実行者	住所	
	氏名	

2 宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土又は切土をする工事）の計画の概要

①	目的	種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用 ()				
			予定する建築物等の用途				
②	工事実行区域の所在地（地番）						
	工事実行区域の面積		m ²				
③	盛土・切土の概要	盛土・切土の高さ	盛土	m	切土	m	
		盛土・切土の面積	盛土	m ²	切土	m ²	
④	工期（予定）	盛土・切土の土量					
		m ³					
⑤	その他	擁壁の構造・高さ・勾配	造 造	m m	度 度		
		法面・崖面の高さ及び勾配		m	度		

(注意)

- 「工事主」及び「工事実行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- ③の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

(A 4)

第3号様式（第5条第2号）

土石の堆積に関する工事の計画書

次のとおり土石の堆積に関する工事を予定しており、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第11条の規定により、周辺地域のみなさまに当該工事の内容について周知します。

なお、この計画書は、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条第2号の規定により作成したものです。

1 工事主等

工事主	住所	
	氏名	
連絡先 (担当者・代理人)	氏名	
	電話	
工事施工者1	住所	
	氏名	
工事施工者2	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
	住所	
工事施工者3	氏名	
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事

2 土石の堆積に関する工事の計画の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他()	
②	工事施工区域の所在地(地番)		
	工事施工区域の面積	m ²	
③	堆土 積石 規 模	堆積を行う土地の面積	m ²
		最大堆積高さ	m
		最大堆積土量	m ³
	堆積を行う範囲の面と堆積を行なう土地の面がなす角度	度	
④	土石 の 堆 積 の 方 法	空地の幅	m
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要	
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策	
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策	
		その他の災害発生防止対策	
⑤	土石 の 搬 入 出	1日の搬入量の最大量	m ³
		1日の搬出量の最大量	m ³
	土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度		
	土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間		
⑥	(予定期)	土石の堆積前工事期間	年 月 日～ 年 月 日
		土石の堆積期間	年 月 日～ 年 月 日
		土石の除却予定日	
⑦	その他		

(注意)

- 「工事主」、「工事施工者1」、「工事施工者2」及び「工事施工者3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- ⑥の「工期(予定期)」の「土石の除却予定日」について、市長が5年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないとして法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長を許可する場合を除き、法第12条第1項の許可を得た日から5年以内に土石を除却することが必要です。

第4号様式（第8条第1項）

宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土又は切土をする工事）のお知らせ					
工事施工区域の所在地（地番）					図面貼付欄
工事の目的					
予定する建築物等の用途					
その他予定する土地利用等					
盛土・切土の概要	盛土の高さ	m	切土の高さ	m	
	盛土の面積	m^2	切土の面積	m^2	
	盛土の土量	m^3	切土の土量	m^3	
擁壁の構造・高さ・勾配		造 度	m	度	
法面・崖面の高さ及び勾配		造 度	m	度	
工期（予定）		年 月 日	～	年 月 日	
工事主	住所				備考
	氏名				
連絡先 (担当者・代理人)	氏名				
	電話				
工事施工者	住所				
	氏名				
標識の設置年月日		年 月 日			
1 この標識は、宅地造成及び特定盛土等規制法第11条及び横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第1項の規定の規定により、宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土又は切土する工事）を行おうとする上記の工事主が設置したものです。 2 上記の工事計画の内容（図面等）は、上記の工事主が作成した右記のウェブサイトで閲覧することができます。					ウェブサイトのアドレス及び二次元コード

（縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上）

（注意）

- 1 この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 2 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。
- 3 「工事主」及び「工事施工者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 4 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 5 「盛土の高さ」及び「切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入すること。
- 6 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。

第5号様式（第8条第1項）

土石の堆積に関する工事のお知らせ			
工事実行区域の所在地（地番）		図面貼付欄	
工事の目的			
土石の堆積の概要	堆積を行う土地の面積		m ²
	最大堆積高さ		m
	最大堆積土量	m ³	
工期（予定）	土石の堆積前工事期間	年 月 日～ 年 月 日	
	土石の堆積期間	年 月 日～ 年 月 日	
	土石の除却予定日		
工事主	住所		
	氏名		
連絡先（担当者・代理人）	氏名		
	電話		
工事実行者1	住所	備考	
	氏名		
	種別		<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
工事実行者2	住所		
	氏名		
	種別		<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
工事実行者3	住所		
	氏名		
	種別		<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
標識の設置年月日	年 月 日		
1 この標識は、宅地造成及び特定盛土等規制法第11条及び横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第1項の規定の規定により、土石の堆積に関する工事を行おうとする上記の工事主が設置したものです。		ウェブサイトのアドレス及び二次元コード	
2 上記の工事計画の内容（図面等）は、上記の工事主が作成した右記のウェブサイトで閲覧することができます。			

(縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上)

（注意）

- 1 この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 2 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。
- 3 「工事主」、「工事実行者1」、「工事実行者2」及び「工事実行者3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 4 「連絡先（担当者・代理人）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 5 「工期（予定）」の「土石の除却予定日」について、市長が5年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないとして宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長を許可する場合を除き、同法第12条第1項の許可を得た日から5年以内に土石を除却すること。
- 6 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。

第6号様式（第11条第3項）

(第1面)
設計者の資格に関する申告書

(申告先)
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告書作成年月日		年 月 日	
設計者 (申告者)	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		年 月 日
	住所		
	勤務先	商号又は名称	
		所在地	
電話			

2 申告する設計者の資格

□学歴	種類	1 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学(専門職大学の前期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校			
		2 土木又は建築に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科			
卒業年月日 又は在学期間		年 月 日卒業 年 月 日～	年 月 日在学	年 月 日	
□資格・免許		□技術士	二次試験の技術部門	部門	
			合格日	年 月 日	
			登録日	年 月 日	
□登録講習機関が行う 講習の修了		年 月 日修了	年 月 日		
土木 関する は実務 建築の 経技術 に	勤務先の 商号又は名称	職務内容	期間	期間合計	
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	年 月	
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)		
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)		
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)		

(A 4)

(第2面)

3 設計経歴

事業名称 (工事名称)	工事主の 氏名・商号・ 名称	工事実行者の 氏名・商号・ 名称	工事実行区域 の所在地	工事実行区域 の面積	許可等の番号 許可等年月日	
摘要						登録番号 :

(注意)

- 1 学歴、資格又は免許を証する書類を添付してください。
- 2 実務の経験を証する書類として、実務従事証明書を添付してください。

第7号様式（第11条第6項）

工事施行同意証明書

同意年月日 年 月 日
同意者（証明者）
住所
氏名 印

1 証明内容（同意内容）

私又は当法人は、私又は当法人が権利を有する次の土地又は建築物その他の工作物が存する土地について、2の工事主が、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により2の工事を施行することに同意したことを証明します。

権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地（地番）	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種別	摘要

2 工事の概要等

工事主	住所	
	氏名	
工事施工区域の所在地（地番）		
工事の種別		<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等（盛土又は切土）に関する工事 <input type="checkbox"/> 土石の堆積（土砂又は岩石の積重ね）に関する工事

(注意)

- この証明書は、2の工事主が、2の工事について宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けるため又は協議のために、許可の申請書又は協議の申出書に添付し、横浜市に提出するものです。
- 「同意者（証明者）」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地（地番）」の欄は、土地1筆ごと又は建築物その他の工作物ごとに記入してください。
- 「権利の種別」の欄には、工事施工区域内の土地についての所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を記載してください。
- 「権利の種別」の欄に記入した権利を有することを証する書類（土地又は建物の登記事項証明書等）及び同意者の印鑑証明書その他同意を得たことを証する書類を添付してください。
- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A 4)

第8号様式（第11条第7項第1号ア）

説明会の開催結果報告書

(提出先)

横浜市長

宅地造成等に関する工事の計画についての説明会を開催しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条第1項第11号又は第2項第9号に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類を提出します。

1 工事実施区域及び工事主等

提出年月日	年	月	日
工事実施区域の所在地(地番)			
工事主 (提出者)	住所		
	氏名		
	電話		

2 説明会の開催の概要

周知対象範囲	<input type="checkbox"/> 50m <input type="checkbox"/> 15m			
地域まちづくり計画 運営団体	<input type="checkbox"/> あり 運営団体名 <input type="checkbox"/> なし			
開催通知書・周知資料 の配布日等 (※配布期限あり)	周知対象範囲内外宛て配布日(手渡し又は投かん日) 周知対象範囲外宛て配布日(郵便等の発送日) 投かん及び郵便等以外の配布方法と配布日 (※配布前に市への報告要)	年	月	日
開催日時 (※2回以上)	年 年 年	月 月 月	日 時 時	時 分～ 時 分～ 時 分～ 時 分
開催場所 名称 所在地				
W E B会議システム等 の併用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
説明者の所属・氏名				
説明会出席者数	名			
備考				

3 説明会での意見及び見解等

意見番号	説明会開催日	回答日	周辺地域住民の意見等の内容	工事主の見解(回答)の内容
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「説明会での意見及び見解等」は、必要に応じて行を追加してください。
- 工事主が配布した開催通知書及び周知資料、工事主が説明会において使用した周知資料、周知対象範囲及び周辺地域住民を示した図書その他市長が必要と認める図書を添付してください。

第9号様式（第11条第7項第2号ア）

周知資料の配布結果報告書

(提出先)

横浜市長

宅地造成等に関する工事の計画についての周知資料を配布しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条第1項第11号又は第2項第9号に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類を提出します。

1 工事実施区域及び工事主等

提出年月日	年	月	日
工事実施区域の所在地(地番)			
工事主 (提出者)	住所		
	氏名		
	電話		

2 周知資料の配布の概要

周知対象範囲	<input type="checkbox"/> 50m <input type="checkbox"/> 15m		
地域まちづくり計画 運営団体	<input type="checkbox"/> あり	運営団体名	
	<input type="checkbox"/> なし		
周知資料の 配布年月日等	周知対象範囲内外宛て配布日(投かん日)	年	月
	周知対象範囲外配布日(郵便等の送付日)	年	月
備考			

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 工事主が配布した周知資料並びに周知対象範囲及び周辺地域住民を示した図書その他市長が必要と認める図書を添付してください。

(A 4)

第10号様式（第11条第7項第3号ア）

掲示及びインターネット閲覧結果報告書

(提出先)

横浜市長

宅地造成等に関する工事の計画について掲示及びインターネットによる閲覧により周知しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第7条第1項第11号又は第2項第9号に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類を提出します。

1 工事施工区域及び工事主等

提出年月日	年	月	日
工事施工区域の所在地（地番）			
工事主 (提出者)	住所		
	氏名		
	電話		

2 掲示及びインターネット閲覧結果報告書の概要

標識設置年月日	年	月	日
周知資料を掲載した ウェブサイトのアドレス			
周知資料を上記ウェブサ イトに掲載した年月日	年	月	日
備考			

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第1項の規定により設置された標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるものに限る。）、同条第4項の規定により工事主がウェブサイトに掲載した周知資料、当該ウェブサイトを表示した電子計算機の映像面を出力した書面その他市長が必要と認める図書を添付してください。

(A 4)

第11号様式（第11条第8項第1号）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要

許可対象行為の種別		<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等
盛土規制法上 の土地の用途	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
	計画	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
工事の内容		<input type="checkbox"/> 盛土、切土、鉄筋コンクリート造の擁壁、無筋コンクリート造の擁壁又は大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 間知石練積み造擁壁、大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁又は補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 地下車庫の建築工事 <input type="checkbox"/> 崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事
定期報告が必要な規模の盛土・切土		<input type="checkbox"/> 有（盛土高さ2m超の崖、切土高さ5m超の崖、盛土と切土高さ5m超の崖、盛土高さ5m超又は盛土と切土面積3,000m ² 超） <input type="checkbox"/> 無
溪流等への該当		<input type="checkbox"/> ① 有：山間部における、河川の流水が継続して存する土地 <input type="checkbox"/> ② 有：山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 <input type="checkbox"/> ③ 有：①及び②の土地並びにその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 <input type="checkbox"/> ④ 無
集水地形への該当		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無：工事施行区域及びその周辺の土地が平坦地以外（工事着手後に地下水（湧水）についての調査要） <input type="checkbox"/> 無：工事施行区域及びその周辺の土地が平坦地
実施する地下水排除工等 (※溪流等又は集水地形への該当が有の場合)		<input type="checkbox"/> 暗渠排水工 <input type="checkbox"/> 基盤排水層 <input type="checkbox"/> 水平排水層 <input type="checkbox"/> 仮設排水工
法定中間検査		<input type="checkbox"/> 要（定期報告が必要な規模の盛土・切土に該当し、かつ、暗渠排水工を行う場合） <input type="checkbox"/> 不要
擁壁の設置又は盛土に必要な地盤の許容応力度（最大値）		kN/m ²
地盤調査の有無		<input type="checkbox"/> 有（市長が必要と認める場合） <input type="checkbox"/> 無（工事着手後に地盤を確認する場合）
備考		

(A 4)

第12号様式（第11条第8項第2号）

(第1面)

工事主の資力及び信用に関する申告書

(申告先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用について、
次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日 (提出年月日)	年 月 日
工事主 (申告者)	住所 氏名

2 申告内容（その1）

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)				
資本金の額	千円			
主たる取引銀行				
本店又は 主たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
納税額	年度	所得税	法人税	計
	年度	円	円	円

(注意)

「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A 4)

3 申告内容（その2）（※個人の場合は、第2面の記入及び添付は不要です。）

	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	役員の住所
法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	

(注意)

- 1 必要に応じて行を追加してください。
- 2 第2面に記入した内容を使用して、工事主の資力及び信用に関する誓約書（第13号様式）にて誓約した事項について市長が真偽を確認するために、警察及び関係行政機関に照会する場合があります。

4 申告内容 (その3)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計
	法人全体		人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は従たる事務所		人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名		年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等		
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
主な宅地造成等に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日	着工年月 完了年月		
				m^2 (m^2)	第 年 月 号 年 月 日	年 月 年 月		
				m^2 (m^2)	第 年 月 号 年 月 日	年 月 年 月		
				m^2 (m^2)	第 年 月 号 年 月 日	年 月 年 月		
				m^2 (m^2)	第 年 月 号 年 月 日	年 月 年 月		
その他必要な事項								

5 添付書類

- (1) 工事主が個人の場合にあっては、工事主の住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）若しくは個人番号カード（個人番号が記載されていない面に限る。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下「省令」という。）第7条第1項第7号又は同条第2項第5号に規定する書類）
- (2) 工事主が法人の場合にあっては、次の書類（省令第7条第1項第8号又は同条第2項第6号に規定する書類）
 - ア 法人の登記事項証明書
 - イ 役員（「第2面 法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者」に記入した者に限り、許可申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者を除く。）の住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (3) 申告書の記載事項を証する次の書類
 - ア 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原則として前年度分のもの）
 - イ 上記アの証する書類に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）（法人の場合に限る。）
 - ウ その他申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第13号様式（第11条第8項第3号）

年　月　日

工事主の資力及び信用に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

工事主（誓約者）

住所

氏名

印

私又は当法人は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第12条第1項の許可を受けるに当たって、同条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 私又は当法人は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 法若しくは宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）又はそれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 法第12条第1項、法第16条第1項、法第30条第1項若しくは法第35条第1項又は旧法第8条第1項若しくは旧法第12条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
 - (4) 法（旧法を含む。）に基づき擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から6か月を経過しない者（当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から6か月を経過しない者を含む。）（命ぜられた措置を行うために法第12条第1項の許可を受ける場合を除く。）
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (7) 法人の場合にあっては、その役員のうちに(2)、(3)、(4)又は(5)に該当する者があるもの
- 2 私又は当法人は、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が法第12条第1項又は法第16条第1項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てません。
- 3 私又は当法人は、この誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、私又は当法人の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を使用して、警察及び関係行政機関に照会することについて同意します。

（注意）

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 工事主の印鑑証明書を添付してください。

(A 4)

第14号様式（第11条第8項第5号）

(第1面)

工事施工者の工事施工能力に関する申告書

(申告先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第3号に規定する工事施工者の宅地造成等に関する工事を完成するための能力について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日（提出年月日）	
工事施工者 (申告者)	住所
	氏名

2 申告内容（その1）

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)	
資本金の額	千円
主たる取引銀行	
本店又は 主たる事務所	所在地
	代表者の役職名
	代表者の氏名
	電話
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地
	代表者の役職名
	代表者の氏名
	電話

(注意)

「工事施工者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A4)

(第2面)

3 申告内容(その2)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計
	法人全体	人	人	人	人	人	人	人
横浜市内の支店又は従たる事務所	人	人	人	人	人	人	人	
主な技術者名	職名	氏名	年齢		勤続年数		資格、免許、学歴等	
			歳		年			
			歳		年			
			歳		年			
			歳		年			
			歳		年			
主な宅地造成等に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月	
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 月 年 月	
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 月 年 月	
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 月 年 月	
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 月 年 月	
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 月 年 月	
その他必要な事項								

4 添付書類

申告書の記載事項を証する書類として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建設業の許可を受けていることを証する書類
- (3) その他この申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第15号様式（第11条第10項第1号）

土石の堆積に関する工事等の概要

宅地造成及び特定盛土等規制法上の土地の用途	堆積前	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
	除却後	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
工事の内容	<input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地の勾配を1/10以下にするための盛土又は切土に係る工事 <input type="checkbox"/> 構台に係る工事 <input type="checkbox"/> 地盤改良工事 <input type="checkbox"/> 柵等に係る工事 <input type="checkbox"/> 排水施設（側溝及び沈砂池を含む。）に係る工事 <input type="checkbox"/> 鋼矢板等に係る工事 <input type="checkbox"/> 構台又は鋼矢板等の工作物の解体	
定期報告が必要な規模の土石の堆積	<input type="checkbox"/> 有（最大堆積高さ5m超かつ堆積面積1,500m ² 超又は堆積面積3,000m ² 超） <input type="checkbox"/> 無	
堆積する土石の種類		
堆積する土石の単位重量	kN/m ³	
土石の堆積（構台又は鋼矢板等の構造物の設置を含む。）に必要な地盤の許容応力度（最大値）	kN/m ²	
地盤調査の有無	<input type="checkbox"/> 有（市長が必要と認める場合） <input type="checkbox"/> 無（工事着手後に地盤を確認する場合）	
備考		

(注意)

「工事の内容」の欄に掲げる工事に該当する工事を複数の工事実行者が実行する場合は、「備考」の欄に工事実行者ごとに実行する工事を記載してください。

(A4)

第16号様式（第12条）

宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書

(提出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第16条第1項の許可の申請を取り下げますので、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第12条の規定により、取下届出書を提出します。

提出年月日（取下年月日）		年 月 日
工事主 (提出者)	住所	
	氏名	
	電話	
取り下げる 申請	工事施行区域の所在地 (地番)	
	許可申請年月日 (変更許可申請年月日)	年 月 日
	許可申請受付番号 (変更許可申請受付番号)	第 号
取下げの理由		
		受付欄

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地並びに商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 受付欄は、記入しないでください。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けた後に、宅地造成等に関する工事を廃止しようとするときは、第22号様式の宅地造成等に関する工事の廃止届出書を市長に提出してください。

(A 4)

第17号様式（第15条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

不許可通知書

横浜市長

印

宅地造成等に関する工事又は当該工事の計画の変更について、次の理由により不許可の処分をしましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法第14条第2項（同法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

工事主 (通知先)	住所 氏名	
工事実施区域の所在地(地番)		
許可申請年月日 (変更許可申請年月日)	年 月 日	
不許可年月日 (変更不許可年月日)	年 月 日	
不許可番号 (変更不許可番号)	指令第 号	
不許可対象行為	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積	
許可しない理由		

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(A 4)

第18号様式（第16条第1項）

(第1面)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

(申出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての協議を申し出ます。

申出年月日（提出年月日）	年 月 日	
工事主 (申出者)	所在地	
	名称	
	代表者	
	電話	
設計者	住所	
	氏名	
	電話	
資格を有する者の設計によら なければならぬ工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
工事施工者	住所	
	氏名	
	電話	
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒)	
	(経度： 度 分 秒)	
	土地の面積	m ²
工事着手前の土地利用状況		
工事完了後の土地利用		
盛土のタイプ	<input type="checkbox"/> 平地盛土 <input type="checkbox"/> 腹付け盛土 <input type="checkbox"/> 谷埋め盛土 <input type="checkbox"/> 盛土なし	
溪流等への該当（土地の地形）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
受付番号	第 号	
		受付欄

(注意)

- 1 「工事施工者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「(代表地点の緯度経度)」の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 3 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

(第2面)

工事の概要	盛土又は切土の高さ	盛土	m		
		切土	m		
	盛土又は切土をする土地の面積	盛土	m ²		
		切土	m ²		
		合計	m ²		
	盛土又は切土の土量	盛土	m ³		
		切土	m ³		
		合計	m ³		
	擁壁	番号	構造	高さ	
				m	
				m	
				m	
	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	
				m	
				m	
				m	
	排水施設	番号	種類	内法寸法	
				cm	
				cm	
				cm	
崖面の保護の方法					
崖面以外の地表面の保護の方法					
工事中の危害防止のための措置					
その他の措置					
工事着手予定年月日		年	月	日	
工事完了予定年月日		年	月	日	
工程の概要					
その他必要な事項					

(注意)

「その他必要な事項」の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第19号様式（第16条第2項）

(第1面)

土石の堆積に関する工事の協議申出書

(申出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事についての協議を申し出ます。

申出年月日（提出年月日）	年 月 日
工事主 (申出者)	所在地
	名称
	代表者
	電話
設計者	住所
	氏名
	電話
工事施行者	住所
	氏名
	電話
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒)
	(経度： 度 分 秒)
土地の面積	m ²
工事の目的	
受付番号	第 号
受付欄	

(注意)

- 1 「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「代表地点の緯度経度」の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 3 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

(第2面)

工事の概要	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	空地の設置	番号	空地の幅
			m
			m
			m
雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
工事中の危害防止のための措置			
その他の措置			
工事着手予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日
工程の概要			
その他必要な事項			

(注意)

- 1 「堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置」の欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 2 「その他必要な事項」の欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第20号様式（第16条第3項）

宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書

(提出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（同法第16条第3項において準用する場合を含む。）の協議の申出を取り下げますので、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第16条第3項の規定により、取下届出書を提出します。

提出年月日（取下年月日）		年 月 日
工事主 (提出者)	住所	
	氏名	
	電話	
取り下げる	工事施行区域の所在地 (地番)	
申出	協議申出年月日 (変更協議申出年月日)	年 月 日
る	協議申出受付番号 (変更協議申出受付番号)	第 号
取下げの理由		
		受付欄

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地並びに商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 受付欄は、記入しないでください。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けた後に、宅地造成等に関する工事を廃止しようとするときは、第22号様式の宅地造成等に関する工事の廃止届出書を市長に提出してください。

(A 4)

第21号様式（第16条第4項）

横浜市 指令第 年 月 号

宅地造成等に関する工事の協議成立確認書

横浜市長

印

宅地造成等に関する工事又は当該工事の計画の変更に係る協議が成立しましたので、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第16条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を交付します。

工事主 (交付先)	所在地			
	名称			
	代表者			
工事実行区域の所在地(地番)				
協議申出年月日 (変更協議申出年月日)	年	月	日	
(年	月	日)	
協議成立年月日 (変更協議成立年月日)	年	月	日	
(年	月	日)	
協議成立番号 (変更協議成立番号)	指令第		号	
(指令第	号)		
協議対象行為	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積			
協議成立に係る工事の期間	(自)	年	月	日
(至)	年	月	日	
協議成立の条件				

(A 4)

第22号様式（第17条）

宅地造成等に関する工事の廃止届出書

(提出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可（同法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けた宅地造成等に関する工事を廃止したいため、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条の規定により廃止届出書を提出します。

提出年月日	年 月 日			
工事の廃止予定年月日	年 月 日			
工事主 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行区域の所在地（地番）				
に 係 る 許 可 に 廃 止 す る 工 事	許可（協議）対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積		
	許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)	年	月	日
	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)	指令第	号	指令第	号
(指令第 号)	(指令第 号)	(指令第 号)	(指令第 号)	
廃止の理由				
廃止しようとする工事に伴う災害の発生 を防止する必要な措置の状況				
備考				
	受付欄			

(注意)

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。
- 3 廃止しようとする工事に係る許可証又は宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を持参してください。

(A 4)

第23号様式（第18条）

宅地造成等に関する工事の着手届出書

(提出先)
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第12条第1項の許可（法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けた宅地造成等に関する工事に着手するため、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第18条の規定により着手届出書を提出します。

1 工事主、工事実行者、現場管理者、工事実行区域、工事に係る許可及び工期等

提出年月日	年	月	日	
工事主 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事実行者	住所			
	氏名			
	電話			
現場管理者	所属する法人の名称			
	所属する法人の所在地			
	氏名			
	所属する法人の電話			
	現場管理者の電話			
工事実行区域の所在地（地番）				
許可（協議）対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成	<input type="checkbox"/> 特定盛土等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積	
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)	年 (年)	月 (月)	日 (日)	
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)		指令第 (指令第)	号 (号)	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	工事の着手年月日	年	月	日
	工事の完了予定年月日	年	月	日
土石の堆積に関する工事の場合	土石の堆積前工事の着手年月日	年	月	日
	土石の堆積前工事の完了予定年月日	年	月	日
	土石の堆積の予定期間	年 (年)	月 (月)	日～ (日)
	土石の除却完了の予定期間	年	月	日
備考				
		受付欄		

2 添付図書

- (1) 工事主、工事実行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 宅地造成等に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 法第49条の規定により設置した標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」及び「工事実行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

第24号様式（第19条第7項）

土石の堆積前の工事の施工状況報告書

(提出先)

横浜市長

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第19条第7項の規定により、土石の堆積前の工事の施工状況報告書を提出します。

1 工事実行者、工事実行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年 月 日
工事実行者 (提出者)	住所	
	氏名	
	電話	
工事実行区域の所在地（地番）		
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)	年 月 日 (年 月 日)	
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)	指令第 号 指令第 号	
土石の堆積前工事の着手年月日	年 月 日	
土石の堆積前工事の完了年月日	年 月 日	
備考		
受付欄		

2 添付図書

- (1) 工事を実行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他の当該工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて確認するために市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事実行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第25号様式(第21条第1項)

宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

(届出先)

横浜市長

宅地造成等に関する工事について軽微な変更を行いましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)第16条第2項の規定により届け出ます。

1 工事主、工事施行区域及び工事に係る許可等

届出年月日	年 月 日
工事主 (届出者)	住所
	氏名
	電話
工事施行区域の所在地(地番)	
許可(協議)対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積
許可(協議成立)年月日 (変更許可(協議成立)年月日)	年 月 日 (年 月 日)
許可(協議成立)番号 (変更許可(変更協議成立)番号)	指令第 号 (指令第 号)

2 変更の内容等

変更の種別	<input type="checkbox"/> 工事主の氏名、商号若しくは名称、代表者の役職名若しくは氏名又は住所若しくは所在地の変更 <input type="checkbox"/> 設計者の氏名、商号若しくは名称、代表者の役職名若しくは氏名又は住所若しくは所在地の変更 <input type="checkbox"/> 工事施行者の氏名、商号若しくは名称、代表者の役職名若しくは氏名又は住所若しくは所在地の変更 <input type="checkbox"/> 工事の着手予定年月日の変更 <input type="checkbox"/> 工事の完了予定年月日の変更(土石の堆積に関する工事の場合は、工事予定期間を超えないものに限る。)	
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
備考	受付欄	

2 添付図書

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所が変更になったことを証する書類(当該事項の変更をした場合に限る。)
- (2) 宅地造成等に関する工事の着手届出書に添付した次に掲げる書類のうち軽微な変更に伴いその内容が変更されるもの(当該届出書を既に提出している場合に限る。)
 - ア 工事主、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
 - イ 宅地造成等に関する工事のうち主要なもののが工程表
 - ウ 法第49条の規定により設置した標識の写真(その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地並びに商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

第26号様式(第21条第2項)

一般承継届出書

(届出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)第12条第1項の許可(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)の地位を承継し、当該承継により当該許可に係る工事主の氏名若しくは名称又は住所を変更しましたので、法第16条第2項の規定により届け出ます。

1 承継人、工事施行区域及び工事に係る許可等

届出年月日	年	月	日
承継人 (届出者)	住所		
	氏名		
	電話		
連絡先 (担当者・代理人)	氏名		
	電話		
	E-mail		
工事施行区域の所在地(地番)			
許可(協議)対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成	<input type="checkbox"/> 特定盛土等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積
許可(協議成立)年月日 (変更許可(協議成立)年月日)	年	月	日
(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	
許可(協議成立)受付番号 (変更許可(変更協議成立)番号)	指令第	号	
	()	

2 承継(変更)の内容等

被承継人	住所		
	氏名		
	承継人との続柄		
承継した年月日	年	月	日
承継の原因			
備考			
			受付欄

3 添付図書

- (1) 許可に基づく地位の承継の事実を証する書類
- (2) 宅地造成等に関する工事の着手届出書に添付した次に掲げる書類のうち地位の承継に伴いその内容が変更されるもの(当該届出書を既に提出している場合に限る。)
 - ア 工事主、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
 - イ 宅地造成等に関する工事のうち主要なものの工程表
 - ウ 法第49条の規定により設置した標識の写真(その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「承継人」及び「被承継人」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 27 号様式 (第 22 条第 1 項)

(第 1 面)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書

(申出先)
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更についての協議を申し出ます。

申出年月日 (提出年月日)	年	月	日
工事主 (申出者)	所在地		
	名称		
	代表者		
	電話		
設計者	住所		
	氏名		
	電話		
資格を有する者の設計によら なければならぬ工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
工事施工者	住所		
	氏名		
	電話		
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)			
	(緯度 : 度 分 秒)		
	(経度 : 度 分 秒)		
土地の面積	m ²		
工事着手前の土地利用状況			
工事完了後の土地利用			
盛土のタイプ	<input type="checkbox"/> 平地盛土 <input type="checkbox"/> 腹付け盛土 <input type="checkbox"/> 谷埋め盛土 <input type="checkbox"/> 盛土なし		
溪流等への該当 (土地の地形)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
協議成立番号 (当初)	指令第 号		
協議成立年月日 (当初)	年	月	日
受付番号	第	号	
			受付欄

(注意)

- 1 「工事施工者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「(代表地点の緯度経度)」の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入してください。
- 3 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

(第2面)

工事の概要	盛土又は切土の高さ	盛土	m	
		切土	m	
	盛土又は切土をする土地の面積	盛土	m ²	
		切土	m ²	
		合計	m ²	
	盛土又は切土の土量	盛土	m ³	
		切土	m ³	
		合計	m ³	
	擁壁	番号	構造	
			m	
			m	
			m	
	崖面崩壊防止施設	番号	種類	
			高さ	
			m	
			m	
	排水施設	番号	種類	
			内法寸法	
			cm	
			m	
			cm	
			m	
崖面の保護の方法				
崖面以外の地表面の保護の方法				
工事中の危害防止のための措置				
その他の措置				
工事着手予定年月日		年	月	
工事完了予定年月日		年	月	
工程の概要				
その他必要な事項				
変更の理由				
許可番号	第	号		

(注意)

「その他必要な事項」の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第28号様式（第22条第2項）

(第1面)

土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書

(申出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の計画変更についての協議を申し出ます。

申出年月日（提出年月日）	年 月 日
工事主 (申出者)	所在地
	名称
	代表者
	電話
設計者	住所
	氏名
	電話
工事実行者	住所
	氏名
	電話
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒)
	(経度： 度 分 秒)
土地の面積	m ²
工事の目的	
協議成立番号（当初）	指令第 号
協議成立年月日（当初）	年 月 日
受付番号	第 号
受付欄	

(注意)

- 「工事実行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「代表地点の緯度経度」の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。
- 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

(第2面)

工事の概要	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	空地の設置	番号	空地の幅
			m
			m
			m
	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	工事中の危害防止のための措置		
	その他の措置		
	工事着手予定年月日	年	月
工事完了予定年月日	年	月	日
工程の概要			
その他必要な事項			
変更の理由			
許可番号			

(注意)

- 1 「堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置」の欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、当該措置の内容を記入してください。
- 2 「その他必要な事項」の欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第29号様式（第23条第1項）

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の施行状況報告書

(提出先)
横浜市長

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第23条第1項の規定により、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の施行状況報告書を提出します。

1 工事主、工事実行者、工事実行区域及び工事に係る許可等

提出年月日	年 月 日
工事主 (提出者)	住所
	氏名
	電話
工事実行者	住所
	氏名
	電話
工事実行区域の所在地（地番）	
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)	年 月 日 (年 月 日)
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)	指令第 (指令第)
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
備考	
受付欄	

2 添付図書

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施工した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他の当該工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」及び「工事実行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第30号様式（第23条第2項）

土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書

(提出先)

横浜市長

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第23条第2項の規定により、土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書を提出します。

1 工事主、工事実行者、工事実行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年 月 日
工事主 (提出者)	住所	
	氏名	
	電話	
工事実行者	住所	
	氏名	
	電話	
工事実行区域の所在地（地番）		
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)		年 月 日 (年 月 日)
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)		指令第 号 (指令第 号)
工事着手年月日		年 月 日
工事（土石の除却）完了年月日		年 月 日
備考		
		受付欄

2 添付図書

- (1) 土石の除却した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」及び「工事実行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第31号様式（第25条第1項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書

(報告先)
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、当該工事の実施の状況について報告します。

1 工事に係る許可及び報告事項等

報告年月日（提出年月日）	年 月 日	
報告に係る写真の撮影年月日 (報告の時点。報告年月日の7日以内)	年 月 日	
前回の報告年月日（※2回目以後の場合）	年 月 日	
工事主 (報告者)	住所	
	氏名	
	電話	
工事施工区域の所在地（地番）		
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)	年 月 日 (年 月 日)	
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)	指令第 (指令第)	
報告の時点 における 工事の 施工状況	盛土の高さ	m
	切土の高さ	m
	盛土の面積	m^2
	切土の面積	m^2
	盛土の土量	m^3
	切土の土量	m^3
擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留に関する工事		
備考		
受付欄		

2 添付図書

- (1) 報告の時点（報告をする日の7日以内に撮影したものに限る。）における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面
※ 造成計画平面図、排水施設の平面図、擁壁の配置図又は崖面崩壊防止施設の配置図等を使用し、必要に応じて工事を施工した範囲を明示してください。
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留に関する工事」の欄については、2(1)及び(2)の書類によって当該工事の施工状況が明らかな場合は、「添付書類のとおり。」と記入してください。
- 3 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第32号様式（第25条第2項）

土石の堆積に関する工事に係る定期報告書

(報告先)

横浜市長

土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、当該工事の実施の状況について報告します。

1 工事に係る許可及び報告事項等

報告年月日（提出年月日）	年 月 日	
報告に係る写真の撮影年月日 (報告の時点。報告年月日の7日以内)	年 月 日	
前回の報告年月日（※2回目以後の場合）	年 月 日	
工事主 (報告者)	住所	
	氏名	
	電話	
工事施工区域の所在地（地番）		
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)	年 月 日 (年 月 日)	
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)	指令第 (指令第)	
報告の時点 における 工事の 施工状況	土石の堆積の高さ	m
	土石の堆積の面積	m ²
	堆積されている土石の土量	m ³
	前回の報告の時点から新たに 堆積された土石の土量及び除 却された土石の土量（2回目 以後の報告の場合）	m ³
	宅地造成及び特定盛土等規制 法施行規則第32条に規定す る構造物、同規則第34条第1 項に規定する鋼矢板等に關す る工事（当該構造物及び鋼矢 板等の維持管理の状況を含 む。）	
備考		
		受付欄

2 添付図書

- (1) 報告の時点（報告をする日の7日以内に撮影したものに限る。）における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面
※ 土石の堆積計画平面図等を使用し、必要に応じて工事を施工した範囲及び土石の堆積を行っている範囲を明示してください。
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

○横浜市都市計画法施行細則

昭和45年6月10日

規則第70号

改正 昭和50年3月規則第33号

昭和59年10月規則第100号

昭和59年12月規則第128号

昭和62年1月規則第7号

平成2年3月規則第16号

平成5年6月規則第69号

平成6年3月規則第41号

平成6年9月規則第88号

平成12年3月31日規則第100号

平成13年1月5日規則第1号

平成13年5月15日規則第63号

平成15年3月31日規則第52号

平成17年4月1日規則第72号

平成19年11月22日規則第109号

平成24年8月3日規則第73号

平成30年3月15日規則第12号

令和3年9月30日規則第60号

令和5年5月25日規則第47号

令和7年3月5日規則第9号

注 昭和62年1月から改正経過を注記した。

横浜市都市計画法施行細則をここに公布する。

横浜市都市計画法施行細則

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行については、法、都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 削除

(事前協議)

第3条 法第29条第1項の規定による許可（以下「開発許可」という。）若しくは法第35条の2第1項の許可を受けようとする者又は法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者は、当該許可の申請又は当該協議の申出をする前に、当該許可又は当該協議に係る開発行為が法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかについて、市長が定めるところにより、市長と協議することができる。

(申請書及び添付図書の提出部数)

第4条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。

2 省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第5条 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第2号に規定するものは、当該開発区域及びその周辺の土地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。以下同じ。）の写しを含むものとする。

2 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第3号に規定するものは、

開発行為等施行同意証明書（第1号様式）、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。

3 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第4号に規定するものは、設計者の資格に関する申告書（第2号様式）を含むものとする。ただし、市長が添付する必要がないと認める場合は、この限りでない。

4 市長は、開発許可を受けようとする者に、法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するかどうかを確認するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（第2号様式の2）並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第7条第1項各号（同項第5号及び第7号から第12号までを除く。）並びに横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年3月横浜市規則第 号）第11条第8項第6号から第21号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を提出させることができる。

5 市長は、法第33条第1項第12号及び第13号に規定する基準に適合することを証せるため、開発許可を受けようとする者に、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書（第3号様式）
- (2) 申請者の資力及び信用に関する誓約書（第3号様式の2）
- (3) 工事施工者の工事施工能力に関する申告書（第3号様式の3）
- (4) 第1号及び前号の申告書に記載した事項を証する書類
- (5) 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものに限る。次号において同じ。）若しくは個人番号カード（同法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）の表面（個人番号が記載されていない面をいう。同号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (6) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - ア 登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの表面の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（設計説明書の様式）

第6条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、設計説明書（第4号様式）及び次に掲げる図面とする。

- (1) 実測図及び公図に基づく公共施設の新旧対照図
- (2) 公共施設の求積図

（法第34条第13号の規定による届出書の様式）

第7条 法第34条第13号に規定する届出は、既存の権利者の届出書（第5号様式）によるものとする。

（開発行為の協議の申出）

第7条の2 法第34条の2第1項の規定により市長と協議を行おうとする者は、開発行為協議申出書（第5号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

- (1) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
- (2) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面
- (3) 省令第16条第2項に規定する設計説明書（第6条各号に掲げる図面を含む。）
- (4) 省令第16条第2項に規定する設計図
- (5) 省令第17条第1項各号に掲げる図書（第5条第1項から第3項までに規定する図書を含む。）
- (6) 第5条第4項に規定する法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するかどうかを

確認するために市長が必要と認める書類

- (7) 第5条第5項第3号、第4号（第3号に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる書類
2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。
3 市長は、第1項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、開発行為の協議成立確認書（第5号様式の3）に同項に規定する開発行為協議申出書の副本及びその添付図書を添えて当該申出をした者に交付するものとする。

（開発行為の許可または不許可の通知）

- 第8条 法第35条第2項に規定する許可の通知は、開発行為の許可通知書（第6号様式）に、省令第16条第1項に規定する開発許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。
2 法第35条第2項に規定する不許可の通知は、開発行為の不許可通知書（第7号様式）によって行なう。

（特定工程等の通知）

- 第8条の2 市長は、法第35条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可通知書を交付するとき又は第7条の2第3項若しくは第11条の2第4項の規定により書面を交付するときは、当該許可通知書に係る許可又は当該書面に係る協議に関する開発行為の規模が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第23条に定める規模に該当するかどうか及び当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項に規定する特定工程を含む工事に該当するかどうかを示した書面を、当該許可の申請をした者又は当該協議の申出をした者に交付するものとする。

（開発許可を受けた者の工事現場における許可の表示等）

- 第9条 開発許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識（別表第1）により、開発行為の施行について法に基づく許可があった旨を表示しなければならない。
2 前項の者は、その開発行為に関する関係図書を、その工事現場に備えておかなければならぬ。
3 開発許可を受けた者は、第1項に規定する標識及び前項に規定する関係図書に記載した事項を変更した場合には、速やかにその標識及び関係図書を訂正しなければならない。

（法第35条の2第2項に規定する申請書等の様式）

- 第10条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書（第8号様式）とする。
2 法第35条の2第1項の申請を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更許可申請書に変更後の設計説明書（第6条各号に規定する図面を含む。）を添えて提出しなければならない。

（開発行為変更許可申請書及び開発行為変更協議申出書の添付図書）

- 第10条の2 法第35条の2第2項に規定する申請書の添付図書については、第5条の規定を準用する。

（開発行為変更許可申請書及び添付図書の提出部数）

- 第10条の3 第10条第1項に規定する開発行為変更許可申請書は正本及び副本各1部を、その添付図書は2部を提出しなければならない。
2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為変更許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

（開発行為の変更の許可又は不許可の通知）

- 第10条の4 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の許可の通知は、開発行為の許可通知書に、第10条第1項に規定する開発行為変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。
2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の不許可の通知は、開発行為の不許可通知書によって行う。

（法第35条の2第3項の規定等による届出の様式）

- 第11条 法第35条の2第3項に規定する届出は、開発行為変更届出書（第9号様式）により行

わなければならない。

2 開発許可を受けた者は、当該開発許可を受けた者又は設計者の住所若しくは氏名に変更があった場合には、前項に規定する開発行為変更届出書により届け出なければならない。

(変更の協議の申出)

第11条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により市長と変更の協議を行おうとする者は、開発行為変更協議申出書（第9号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ第7条の2第1項に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて申し出るものとする。

2 前項の規定による変更の協議の申出を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更協議申出書の正本及び副本に、それぞれ変更後の設計説明書（第6条各号に掲げる図面を含む。）を添えて提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、開発行為変更協議申出書及びその添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

4 市長は、第1項の規定による変更の協議の申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、開発行為の協議成立確認書に同項に規定する開発行為変更協議申出書の副本及びその添付図書を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。

(工事着手等の届出)

第12条 開発許可を受けた者は、その開発行為に関する工事に着手しようとするときは、現場管理者を定め、開発行為に関する工事着手届出書（第10号様式）に、次に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

- (1) 開発許可を受けた者、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事のうち主要なものへの工程表
- (3) 第9条第1項の規定による標識（同条第3項の規定により訂正した場合には、訂正後のもの）の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。次号について同じ。）
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第49条の規定による標識の写真（同法第15条第2項の規定により同法第49条の規定の適用を受ける場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める図書

(工程の届出等)

第13条 市長は、開発許可を受けた開発行為に関する工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、当該右欄の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 摊壁に係る工事	<ol style="list-style-type: none">(1) 根切りを完了したとき。(2) 地盤改良を完了したとき。(3) 基礎配筋を完了したとき。(4) 壁配筋を完了したとき。(5) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。(6) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。(7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	<ol style="list-style-type: none">(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。(2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。(3) 盛土をする斜面の段切りを完了したとき。(4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。(5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	<ol style="list-style-type: none">(1) 切土をして崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）により覆われるものを除く。）を生じさせたとき（当該崖

	面の保護する措置を行う前に限る。)。 (2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設に係る工事	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき（宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による検査を行う工程を除く。）。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
5 道路工事	(1) 舗装工事を始めるとき。 (2) その他市長が必要と認める工程
6 貯水施設工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 底版の配筋を完了したとき。 (3) 床版の配筋を完了したとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
7 その他市長が指定する工事	(1) 市長が必要と認める工程

2 前項の届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかの確認を行うことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、そのつど工事部分の位置及び施工状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

(完了検査等)

第13条の2 工事施行者は、法第36条第1項の規定による届出をしたときは、速やかに、開発行為に関する工事の施工状況報告書（第11号様式）に、開発行為に関する工事を施工した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(工事完了公告)

第14条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、横浜市報に登載して行なう。

(工事の廃止)

第15条 市長は、開発許可を受けた者が開発行為に関する工事を廃止しようとする場合に、あらかじめ、廃止しようとする工事、廃止の理由、公共施設の機能の回復及び防災等の措置の状況について当該開発許可を受けた者に届け出させることができる。

(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)

第15条の2 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書（第11号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 建築物平面図
- (5) 建築物立面図
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。

3 前項に規定する許可の通知は、建築物特例許可通知書（第11号様式の3）に第1項に規定する建築物特例許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。

4 第2項に規定する不許可の通知は、建築物特例不許可通知書（第11号様式の4）によって行う。

(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)

第15条の3 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（第11号様式の5）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を

添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 配置図
 - (3) 現況図
 - (4) 土地利用計画図
 - (5) 建築物等平面図
 - (6) 建築物等立面図
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。
- 3 前項に規定する許可の通知は、予定建築物等以外の建築等許可通知書（第11号様式の6）に第1項に規定する予定建築物等以外の建築等許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行う。
- 4 第2項に規定する不許可の通知は、予定建築物等以外の建築等不許可通知書（第11号様式の7）によって行う。

（建築物の新築等の許可の申請）

- 第16条 法第43条第1項に規定する許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する許可の申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第2項に規定する添付図面又は書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、政令第36条第1項に規定する建築等の許可の基準に該当するかどうかを確認するため、前項の申請書に建築物又は第1種特定工作物の概要書（第12号様式）及び建築物の平面図又は第1種特定工作物の配置図及び立面図を添えさせるものとする。

（省令第34条の許可申請の許可または不許可の通知）

- 第17条 法第43条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。
- 2 前項に規定する許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可通知書（第13号様式）に、省令第34条第1項に規定する許可の申請書の副本及びその添付図面（前条第2項に規定する図面を含む。）又は書類を添えて行う。
- 3 第1項に規定する不許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設不許可通知書（第14号様式）によって行なう。

（建築行為の協議の申出）

- 第17条の2 法第43条第3項の規定により市長と協議を行おうとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申出書（第14号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。
- (1) 省令第34条第2項に規定する図面
 - (2) 第16条に規定する図書
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、新設協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議成立確認書（第14号様式の3）に同項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申出書の副本及びその添付図書を添えて当該申出をした者に交付するものとする。

（許可に基づく地位の承継）

- 第18条 法第44条の規定により、開発許可または法第43条第1項の許可を受けた者の地位を承継したものは、開発許可に基づく地位の一般承継届出書（第15号様式）または都市計画法第43条第1項の許可に基づく地位の一般承継届出書（第16号様式）に、承継したことを証する書類を添えて提出しなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第5項第5号及び第6号（開発許可を受けた者の地位を承継した場合で、かつ、第12条に規定する開発行為

に関する工事着手届出書を既に提出している場合にあっては、第5条第5項第5号及び第6号並びに第12条第1号から第4号まで)に規定する書類を提出させることができる。

第19条 法第45条の規定により、開発許可を受けた者からその地位を承継しようとする者は、開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書(第17号様式)の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を得たことを証する書類
 - (2) 前号に規定する書類の記載事項に誤りがないことを証する書類
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第5項各号(第12条に規定する開発行為に関する工事着手届出書を既に提出している場合にあっては、第5条第5項各号及び第12条第1号から第4号まで)に規定する書類を提出させることができる。

(法第45条の承継の承認または不承認の通知)

第20条 市長は、前条第1項の規定により承認の申請があったときは、承認又は不承認の通知を行なう。

- 2 前条第1項に規定する承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書(第18号様式)に同項に規定する開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書の副本及びその添付書類を添えて行う。
- 3 第1項に規定する不承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継不承認通知書(第19号様式)によって行う。

(開発登録簿の調査の様式)

第21条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)は、開発登録簿調査(第20号様式)及び図面とする。

(登録簿の写しの交付)

第22条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を求める者は、開発登録簿の写し交付申請書(第21号様式)を提出しなければならない。

(許可等の台帳)

第22条の2 市長は、開発許可、法第34条の2第1項の協議(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)、法第35条の2第1項の許可、法第41条第2項ただし書の許可、法第42条第1項ただし書の許可及び同条第2項の協議並びに法第43条第1項の許可及び同条第3項の協議に係る事項を記載した台帳を作成するものとする。

(省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書の提出部数)

第23条 省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書は、2部提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(省令第39条第2項第3号に規定する添付図書)

第24条 省令第39条第2項第3号に規定する添付図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺2,500分の1以上の案内図
- (2) 縮尺200分の1以上の建築物の平面図
- (3) 2面以上の縮尺200分の1以上の建築物の立面図
- (4) その他市長が必要と認める図書

(法第53条第1項に規定する建築の許可または不許可の通知)

第25条 法第53条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

- 2 前項に規定する許可又は不許可の通知は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可通知書(第22号様式)又は都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築不許可通知書(第23号様式)によって行う。

(法第53条第1項の許可を受けた者の工事現場における許可の表示)

第26条 前条に規定する許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識(別表第

2) により、法第53条第1項に規定する許可があった旨を表示しなければならない。

(都市計画事業地内における建築等の許可申請書及び添付図書の提出)

第27条 法第65条第1項に規定する許可を受けようとする者は、都市計画事業地内における建築等の許可申請書（第24号様式）に、次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

(1) 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺2,500分の1以上の案内図

(2) 敷地内における建築物等の位置を表示する縮尺500分の1以上の位置図

(3) 縮尺200分の1以上の平面図並びに2面以上の立面図及び断面図

(4) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する許可申請書及び添付図書は、3部提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(都市計画事業地内における建築等の許可または不許可の通知)

第28条 法第65条第1項に規定する許可の申請のあったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可または不許可の通知は、都市計画事業地内における建築等の許可通知書（第25号様式）または都市計画事業地内における建築等の不許可通知書（第26号様式）によって行なう。

(身分証明書の様式)

第29条 法第27条第1項及び法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第27号様式）とする。

(応急措置)

第30条 開発許可を受けた者、工事施行者または現場管理者は、開発行為に関する工事によって災害を生じたときもしくは災害を生ずるおそれのあるときは、直ちに、応急措置を講じ、その旨を市長に報告しなければならない。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令を施行するため必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の許可（法第34条の2第1項の規定により法第29条第1項の許可があつたものとみなされる場合を含む。）を受けた開発行為に関する手続については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(様式省略)

第1号様式（第5条第2項）

開発行為等施行同意証明書

同意年月日 年 月 日
同意者（証明者）
住所
氏名 印

1 証明内容（同意内容）

私又は当法人は、私又は当法人が権利を有する次の土地又は建築物その他の工作物について、
2の開発許可の申請者が、都市計画法の規定により2の開発行為を施行し、又は当該開発行為に
関する工事を実施することに同意したことを証明します。

権利を有する土地又は 建築物その他の工作物 の所在地（地番）	地目又は建築物 その他の工作物の 種類	地積又は建築物 その他の工作物の 規模、用途等	権利の 種別	適用

2 開発行為の概要等

開発許可の申請者	住所	
	氏名	
開発区域の含まれる地域の名称		

(注意)

- この証明書は、2の開発許可の申請者が、2の開発行為について都市計画法に基づく許可
を受けるため又は協議のために、許可の申請書又は協議の申出書に添付し、横浜市に提出す
るものであります。
- 「同意者（証明者）」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所
の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地（地番）」の欄は、土地1筆ごと又
は建築物その他の工作物ごとに記入してください。
- 「権利の種別」の欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権その他開発行為の施行又は開
発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を記載してください。
- 「開発許可の申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる
事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利の種別」の欄に記入した権利を有することを証する書類（土地又は建物の登記事項
証明書等）及び同意者の印鑑証明書その他同意を得たことを証する書類を添付してください
。

(A 4)

第2号様式（第5条第3項）

(第1面)

設計者の資格に関する申告書

(申告先)

横浜市長

都市計画法第31条又は宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告書作成年月日		年　月　日		
申告に係る資格の種別		<input type="checkbox"/> 都市計画法第31条に規定する設計者の資格（※開発区域の面積が1ha以上の開発行為に関する工事の場合） <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項に規定する設計者の資格（※宅地造成及び特定盛土等に関する工事を行う場合、かつ、高さが5mを超える擁壁又は盛土若しくは切土をする土地の面積が1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を行う場合）		
設計者 (申告者)	フリガナ			
	氏名			
	生年月日		年　月　日	
	住所			
	勤務先	商号又は名称		
		所在地		
電話				

2 申告する設計者の資格（その1）

□学歴	種類	1 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学（専門職大学の前期課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校		
		2 正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学（専門職大学の前期課程） <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校		
		3 土木又は建築に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科		
		4 都市計画又は造園に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科		
		卒業年月日 又は在学期間		年　月　日卒業
□資格・免許		□技術士	二次試験の技術部門	部門
			合格日	年　月　日
			登録日	年　月　日
		□一級建築士	登録日	年　月　日
□登録講習機関が行う 講習の修了		年　月　日修了		

(A 4)

(第2面)

3 申告する設計者の資格 (その2)

土木又は建築の実務の技術に 関する実務の経験	勤務先の商号又は名称	職務内容	期間	期間合計
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間： 年 月)	年 月

4 設計経歴

事業名称 (工事名称)	工事主の 氏名・商号・ 名称	工事施行者の 氏名・商号・ 名称	工事施行区域 の所在地	工事施行区域 の面積	許可等の番号 許可等年月日
摘要					
					登録番号：

(注意)

- 1 学歴、資格若しくは免許又は登録講習機関が行う講習の修了を証する書類を添付してください。
- 2 実務の経験を証する書類として、実務従事証明書を添付してください。

第2号様式の2（第5条第4項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要

盛土の高さ（最大）	m				
切土の高さ（最大）	m				
盛土をする土地の面積	m^2				
切土をする土地の面積	m^2				
盛土又は切土をする土地の面積	m^2				
盛土の土量	m^3				
切土の土量	m^3				
盛土又は切土の土量	m^3				
工事の内容	<input type="checkbox"/> 盛土、切土、鉄筋コンクリート造の擁壁、無筋コンクリート造の擁壁又は大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 間知石練積み造擁壁、大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁又は補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 地下車庫の建築工事 <input type="checkbox"/> 崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事				
形質の変更に該当する工事	<input type="checkbox"/> 有（盛土高さ1m超の崖、切土高さ2m超の崖、盛土と切土高さ2m超の崖、盛土高さ2m超又は盛土と切土面積500 m^2 超） <input type="checkbox"/> 無（※「無」の場合は、以降の記入は不要です。）				
許可対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等				
盛土規制法上の土地の用途	<table border="1"> <tr> <td>現況</td> <td><input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td><input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地</td> </tr> </table>	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	計画	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地				
計画	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地				
定期報告が必要な規模の盛土・切土	<input type="checkbox"/> 有（盛土高さ2m超の崖、切土高さ5m超の崖、盛土と切土高さ5m超の崖、盛土高さ5m超又は盛土と切土面積3,000 m^2 超） <input type="checkbox"/> 無				
溪流等への該当	<input type="checkbox"/> ① 有：山間部における、河川の流水が継続して存する土地 <input type="checkbox"/> ② 有：山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 <input type="checkbox"/> ③ 有：①及び②の土地並びにその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 <input type="checkbox"/> ④ 無				
集水地形への該当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無：開発区域及びその周辺の土地が平坦地以外（工事着手後に地下水（湧水）についての調査要） <input type="checkbox"/> 無：開発区域及びその周辺の土地が平坦地				
実施する地下水排除工等（※溪流等又は集水地形への該当が有の場合）	<input type="checkbox"/> 暗渠排水工 <input type="checkbox"/> 基盤排水層 <input type="checkbox"/> 水平排水層 <input type="checkbox"/> 仮設排水工				
法定中間検査	<input type="checkbox"/> 要（定期報告が必要な規模の盛土・切土に該当し、かつ、暗渠排水工を行う場合） <input type="checkbox"/> 不要				
擁壁の設置又は盛土に必要な地盤の許容応力度（最大値）	kN/ m^2				
地盤調査の有無	<input type="checkbox"/> 有（市長が必要と認める場合） <input type="checkbox"/> 無（工事着手後に地盤を確認する場合）				
備考					

(A 4)

第3号様式（第5条第5項第1号）

(第1面)

申請者の資力及び信用に関する申告書

(申告先)

横浜市長

都市計画法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日 (提出年月日)	年 月 日
申請者 (申告者)	住所
	氏名

2 申告内容（その1）

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)				
資本金の額	千円			
主たる取引銀行				
本店又は 主たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
納税額	年度	所得税	法人税	計
	年度	円	円	円

(注意)

「申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A 4)

3 申告内容（その2）（※個人の場合は、第2面の記入及び添付は不要です。）

	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	役員の住所
法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	
		()	年 月 日	

(注意)

- 1 必要に応じて行を追加してください。
- 2 第2面に記入した内容を使用して、申請者の資力及び信用に関する誓約書(第3号様式の2)にて誓約した事項について市長が真偽を確認するために、警察及び関係行政機関に照会する場合があります。

4 申告内容 (その3)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計
	法人全体		人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は従たる事務所		人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名		年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等		
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
主な宅地造成等に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日	着工年月 完了年月		
				(m^2 m^2)	第 年 月 号 日	年 年 月 月	年 月	
				(m^2 m^2)	第 年 月 号 日	年 年 月 月	年 月	
				(m^2 m^2)	第 年 月 号 日	年 年 月 月	年 月	
				(m^2 m^2)	第 年 月 号 日	年 年 月 月	年 月	
				(m^2 m^2)	第 年 月 号 日	年 年 月 月	年 月	
その他必要な事項								

5 添付書類

- (1) 申請者が個人の場合にあっては、申請者の住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）若しくは個人番号カード（個人番号が記載されていない面に限る。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (2) 申請者が法人の場合にあっては、次の書類
 - ア 法人の登記事項証明書
 - イ 役員（「第2面 法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者」に記入された者に限り、許可申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者を除く。）の住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (3) 申告書の記載事項を証する次の書類
 - ア 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原則として前年度分のもの）
 - イ 上記アの証する書類に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）（法人の場合に限る。）
 - ウ その他申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第3号様式の2（第5条第5項第2号）

年　月　日

申請者の資力及び信用に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

申請者（誓約者）

住所

氏名

印

私又は当法人は、都市計画法第29条第1項の許可を受けるに当たって、同法第33条第1項第12号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

1 私又は当法人は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧宅造法」という。）を含む。）又はそれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 都市計画法第29条第1項若しくは同法第35条の2第1項、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、同法第16条第1項、同法第30条第1項若しくは同法第35条第1項又は旧宅造法第8条第1項若しくは旧宅造法第12条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法（旧宅造法を含む。）に基づく擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から6か月を経過しない者（当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から6か月を経過しない者を含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (7) 法人の場合にあっては、その役員のうちに(2)、(3)、(4)又は(5)に該当する者があるもの

2 私又は当法人は、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が都市計画法第29条第1項又は同法第35条の2第1項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てません。

3 私又は当法人は、この誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、私又は当法人の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を使用して、警察及び関係行政機関に照会することについて同意します。

(注意)

- 1 「申請者」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 申請者の印鑑証明書を添付してください。

(A 4)

第3号様式の3（第5条第5項第3号）

(第1面)

工事施行者の工事施行能力に関する申告書

(申告先)

横浜市長

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の開発行為に関する工事を完成するための能力について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日（提出年月日）	
工事施行者 (申告者)	住所
	氏名

2 申告内容（その1）

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)	
資本金の額	千円
主たる取引銀行	
本店又は 主たる事務所	所在地
	代表者の役職名
	代表者の氏名
	電話
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地
	代表者の役職名
	代表者の氏名
	電話

(注意)

「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A4)

(第2面)

3 申告内容(その2)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計
	法人全体		人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は従たる事務所		人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名		年齢		勤続年数		資格、免許、学歴等
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
主な開発行為に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月	
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 年	月 月
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 年	月 月
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 年	月 月
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 年	月 月
				m^2 (m^2)	第 年	月 号 日	年 年	月 月
その他必要な事項								

4 添付書類

申告書の記載事項を証する書類として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建設業の許可を受けていることを証する書類
- (3) その他この申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第4号様式 (第6条)

(第1面)
設計説明書

1 開発区域、申請者、設計者及び設計の方針

開発区域に含まれる地域の名称				
申請者の氏名、商号又は名称				
設計者の氏名				
設計の方針	開発行為の目的	予定する建築物又は特定工作物の用途・戸数・棟数・階数等		
		種別	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他	
	街区の構成	街区数		
		最大街区面積	m ²	
		最小街区面積	m ²	
	平均街区面積	m ²		
	公益的施設の整備の内容 (ごみ収集場を除く。)			
	備考			

2 開発区域の土地の現況

(1) 区域区分及び地域地区等

区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
用途地域		
その他の地域地区等	<input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 <input type="checkbox"/> 居住環境向上用途誘導地区 <input type="checkbox"/> 特定用途誘導地区 <input type="checkbox"/> 流通業務地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 都市再生特別地区	
都市計画施設		
開発行為の妨げとなる建築物等		
備考		

(2) 地目別の面積 (※工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について次表を作成)

記入するもの	<input type="checkbox"/> 開発区域全体					
	□工区	工区名				
		工区面積	m ²			
区分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計
面積 (m ²)						
割合 (%)						100.00

3 土地利用計画

(1) 土地利用区分別の面積 (※工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について次表を作成)

記入するもの	<input type="checkbox"/> 開発区域全体					
	□工区	工区名				
		工区面積	m ²			
区分	住宅用地	住宅以外の建築物用地	特定工作物用地	公益的施設用地		
面積 (m ²)				ごみ収集場用地	その他	
割合 (%)						
区分	公共施設用地			その他	計	
	道路用地	公園・緑地・広場用地	その他			
面積 (m ²)						
割合 (%)					100.00	

(A 4)

(第2面)

(2) 街区又は区画の計画等 (※街区が複数ある場合は、街区ごとに次の表を作成)

記入するもの		□開発区域全体（街区がない又は街区が1つの場合）			
		□街区	街区名	街区面積 m ²	
用途					
予定する建築物 又は特定工作物 の敷地の区画数	用途				
	区画数				
予定する一戸建ての住宅 の敷地の区画数（戸）	100 m ² 未満	100 m ² 以上 125 m ² 未満	125 m ² 以上 165 m ² 未満	165 m ² 以上	計

4 公共施設の整備計画

(1) 新設公共施設

(2) 存続公共施設

Page 1 of 1

(3) 廃止公共施設

ANSWER

種類	番号	概要			管理者	公共施設の 用に供する 土地の所有者	摘要
		幅員・寸法	延長	面積			

(注意)

- 1 2(2)の「地目別の面積」の「面積」について、実測値の合計と登記事項証明書による面積の合計に差異がある場合は、実測値の合計に合うように登記簿上の面積を案分して記入してください。
 - 2 2(2)及び3(1)の表は、工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について作成してください。この場合において、必要に応じて用紙の枚数を追加し、又は別紙で作成してください。
 - 3 3(2)の表は、街区が複数ある場合は、街区ごとに作成してください。この場合において、必要に応じて用紙の枚数を追加し、又は別紙で作成してください。
 - 4 4(1)から(3)までの表は、必要に応じて行を追加してください。この場合において、必要に応じて用紙の枚数を追加し、又は別紙で作成してください。

第5号様式の3 (第7条の2第3項又は第11条の2第4項)

横浜市 指令第 号
年 月 日

開発行為の協議成立確認書

横浜市長

印

開発行為に係る協議又は変更の協議が成立しましたので、横浜市都市計画法施行細則第7条の2第3項又は第11条の2第4項の規定により、開発行為の協議成立確認書を交付します。

協議申出者 (交付先)	所在地			
	名称			
	代表者			
開発区域に含まれる 地域の名称				
開発区域の面積	m ²			
予定建築物等の用途				
協議申出年月日 (変更協議申出年月日)	年 (年)	月 (月)	日 (日)	
協議成立年月日 (変更協議成立年月日)	年 (年)	月 (月)	日 (日)	
協議成立番号 (変更協議成立番号)	指令第 (指令第)	号 (号)		
協議成立に係る工事の期間	(自) (至)	年 年	月 月	日 日
開発行為の目的の種別	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他			
都市計画法第34条の該当する号及び該当する理由				
協議成立の条件				
その他必要な事項				

(A 4)

第6号様式（第8条第1項又は第10条の4第1項）

横浜市 指令第 年 月 号 日

開発行為の許可通知書

横浜市長

印

開発行為又は開発行為に係る変更について、次の条件を付して許可の処分をしましたので、都市計画法第35条第2項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所 氏名			
開発区域に含まれる 地域の名称				
開発区域の面積		m ²		
予定建築物等の用途				
許可申請年月日 (変更許可申請年月日)	年 (年)	月 (月)	日 (日)	
許可年月日 (変更許可年月日)	年 (年)	月 (月)	日 (日)	
許可番号 (変更許可番号)	指令第 (指令第)	号 (号)		
許可に係る工事の期間	(自) (至)	年 年	月 月	日 日
開発行為の目的の種別	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他			
都市計画法第34条の該当する号及び該当する理由				
許可の条件				
その他必要な事項				

(A.4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第7号様式（第8条第2項、第10条の4第2項）

横浜市 指令第 年 月 号

開発行為の不許可通知書

横浜市長

印

開発行為又は開発行為に係る変更について、次の理由により不許可の処分をしましたので、都市計画法第35条第2項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所 氏名		
開発区域に含まれる 地域の名称			
開発区域の面積		m ²	
許可申請年月日 (変更許可申請年月日)	年 (年)	月 (月)	日 (日)
不許可年月日 (変更不許可年月日)	年 (年)	月 (月)	日 (日)
不許可番号 (変更不許可番号)		指令第 (指令第)	号 (号)
許可しない理由			

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第10号様式(第12条)

開発行為に関する工事着手届出書

(提出先)
横浜市長

都市計画法第29条第1項の許可（同法第34条の2第1項の規定により許可があつたものとみなされる場合を含む。）を受けた開発行為に関する工事に着手するため、横浜市都市計画法施行細則第12条の規定により、工事着手届出書を提出します。

1 開発許可を受けた者、工事施行者、現場管理者、開発区域、工事に係る許可及び工期等

提出年月日		年	月	日
開発許可を受けた者 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
現場管理者	所属する法人の名称			
	所属する法人の所在地			
	氏名			
	所属する法人の電話			
	現場管理者の電話			
開発区域に含まれる地域の名称				
許可(協議成立)年月日 (変更許可(協議成立)年月日)	年	月	日	(年月日)
許可(協議成立)番号 (変更許可(変更協議成立)番号)	指令第		号	(指令第号)
工事の着手年月日	年	月	日	
工事の完了予定年月日	年	月	日	
備考				

受付欄

2 添付図書

- (1) 開発許可を受けた者、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 横浜市都市計画法施行細則第9条第1項の規定に基づき設置した標識（同条第3項の規定により訂正した場合には訂正後のもの）を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるように撮影した写真
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第49条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるように撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発許可を受けた者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第11号様式（第13条の2）

開発行為に関する工事の施工状況報告書

(提出先)
横浜市長

横浜市都市計画法施行細則第13条の2の規定により、開発行為に関する工事の施工状況報告書を提出します。

1 開発許可を受けた者、工事施行者、工事施行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年 月 日
開発許可を受けた者 (提出者)	住所	
	氏名	
	電話	
工事施行者	住所	
	氏名	
	電話	
開発区域の含まれる地域の名称		
許可（協議成立）年月日 (変更許可（協議成立）年月日)		年 月 日 (年 月 日)
許可（協議成立）番号 (変更許可（変更協議成立）番号)		指令第 号 (指令第 号)
工事着手年月日		年 月 日
工事完了年月日		年 月 日
備考		
		受付欄

2 添付図書

- (1) 開発行為に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他の当該工事が都市計画法第33条第1項に規定する基準に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発許可を受けた者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第11号様式の3 (第15条の2第3項)

横浜市 指令第 年 月 号

建築物特例許可通知書

横浜市長

印

建築物の建築に係る都市計画法第41条第2項ただし書の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をしましたので、横浜市都市計画法施行細則第15条の2第2項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所 氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 指令第 号	
建築物の建築をしようとする 土地の所在及び地番		
定められた制限の内容		
建築物の用途		
許可を受ける具体的な内容		
申請の理由		
許可申請年月日	年 月 日	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	指令第 号	
許可の条件		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第11号様式の4 (第15条の2第4項)

横浜市 指令第 年 月 号

建築物特例不許可通知書

横浜市長

印

建築物の建築に係る都市計画法第41条第2項ただし書の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をしましたので、横浜市都市計画法施行細則第15条の2第2項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所 氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 指令第 号	
建築物の建築をしようとする 土地の所在及び地番		
許可申請年月日	年 月 日	
不許可年月日	年 月 日	
不許可番号	指令第 号	
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第11号様式の6（第15条の3第3項）

横浜市 指令第 年 月 号

予定建築物等以外の建築等許可通知書

横浜市長

印

予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第42条第1項ただし書の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をしましたので、横浜市都市計画法施行細則第15条の3第2項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所			
	氏名			
開発許可の年月日及び番号	年	月	日	指令第 号
土地の所在及び地番				
予定建築物の用途				
新築・新設・改築・用途の変更後の建築物等の用途				
都市計画法第34条の該当する号及び理由				
新築・新設・改築・用途の変更の理由				
許可申請年月日	年	月	日	
許可年月日	年	月	日	
許可番号	指令第			号
許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更			
許可の条件				

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第11号様式の7 (第15条の3第4項)

横浜市 指令第 年 月 号

予定建築物等以外の建築等不許可通知書

横浜市長

印

予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第42条第1項ただし書の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をしましたので、横浜市都市計画法施行細則第15条の3第2項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所			
	氏名			
開発許可の年月日及び番号	年	月	日	指令第 号
土地の所在及び地番				
許可申請年月日	年	月	日	
不許可年月日	年	月	日	
不許可番号	指令第 号			
不許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更			
許可しない理由				

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第12号様式（第16条第2項）

建築物又は第1種特定工作物の概要書

建築物	主要用途			
	敷地面積 (m ²)			
建築面積 (m ²)	建築物全体	申請部分	申請以外の部分	合計
	建蔽率の算定の 基礎となる建築面積			
建蔽率 (%)				
延べ面積 (m ²)	建築物全体			
	容積率の算定の 基礎となる延べ面積			
容積率 (%)				
最高の高さ (m)				
第1種 特定工 作物	主要用途			
	敷地面積 (m ²)			
	築造面積 (m ²)			
	工作物の数			
最高の高さ (m)				

(注意)

- 「主要用途」の欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 - 「建築面積」の欄には、工作物の水平投影面積を記入してください。
 - 「建築物の棟別概要」の「工事種別」の欄には、新築、改築又は用途の変更の別を記入してください。
 - 「建築物の棟別概要」の「構造」の欄には、木造、鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
 - 「建築物の棟別概要」の行は、必要に応じて追加してください。

(A 4)

第13号様式（第17条第2項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可通知書

横浜市長

印

建築物の新築若しくは第一種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第43条第1項の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をしましたので、横浜市都市計画法施行細則第17条第1項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所 氏名	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途		
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
許可申請年月日	年 月 日	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	指令第 号	
許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第1種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可の条件		
その他必要な事項		

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第14号様式（第17条第3項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設不許可通知書

横浜市長

印

建築物の新築若しくは第一種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第43条第1項の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をしましたので、横浜市都市計画法施行細則第17条第1項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所 氏名	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
許可申請年月日	年 月 日	
不許可年月日	年 月 日	
不許可番号	指令第	号
不許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第1種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第14号様式の3（第17条の2第3項）

横浜市 指令第 号
年 月 日

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議成立確認書

横浜市長

印

建築物の新築若しくは第1種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第43条第3項の協議が成立しましたので、横浜市都市計画法施行細則第17条の2第3項の規定により、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議成立確認書を交付します。

協議申出者 (通知先)	住所 氏名		
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積			
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途			
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途			
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由			
協議申出年月日	年	月	日
協議成立年月日	年	月	日
協議成立番号	指令第	号	
協議の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第1種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更		
協議成立の条件			

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第20号様式（第21条）

開 発 登 錄 簿 調 書

		区名		番号	
当初許可	許可年月日	年 月 日			
	許可番号	指令 第 開 号			
	許可を受けた者の住所及び氏名				
承継	承認年月日	年 月 日			
	承認番号	指令 第 号			
	承継人の住所及び氏名				
当初許可の内容	開発許可に含まれる地域の名称及び面積	区 面積 m ²			
	予定建築物の用途				1 : 自己用 2 : その他
	法第41条第1項の制限の内容				
	法第41条第2項ただし書の内容				
	法第42条第1項ただし書の内容				
	区域・地区等				
	工事実行者の住所及び氏名				
変更許可等	変更許可年月日	年 月 日			
	変更許可番号	指令 第 変 号			
	変更に係る事項				
工事完了検査	変更届年月日	年 月 日			
	変更に係る事項				
	工区 (面積)	m ²			
検査済証交付年月日	年 月 日				
完了公告年月日	公告 第 号				
備考	年 月 日				
引継物件					
宅地造成等工事規制区域 又は宅地造成工事規制区域					

(A 4)